**第３編　土木工事共通編**

**第１章　総則**

**第１節　総則**

**土工共１－１－１　用語の定義**

**１．一般事項**

土木工事にあっては、共１－１－２用語の定義の規定に加え以下の用語の定義に従うものとする。

**２．段階確認**

**段階確認**とは、**設計図書**に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を**確認**することをいう。

**３．技術検査**

技術検査とは、栃木県工事検査技術基準（栃木県県土整備部技術管理課通知　平成28年4月1日改正）に基づき行うものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。

**土工共１－１－２　請負代金内訳書**

１．請負代金内訳書

受注者は、契約書第3条に規定された請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）の**提出**を発注者から請求されたときは、内訳書を監督職員を通じて発注者に**提出**しなければならない。

なお、内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

２．内訳書の内容説明

監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する**協議**等は行わないものとする。

３．請負代金内訳書の**提出**

受注者は、請負代金内訳書を監督職員へ**提出**する際には、紙で出力した請負代金内訳書に捺印したものを監督職員を経由して発注者に**提出**しなければならない。

**土工共１－１－３　工程表**

受注者は、契約書第３条に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に**提出**しなければならない。

**土工共１－１－４　現場技術員**

受注者は、**設計図書**で建設コンサルタント等に委託した現場技術員の配置が明示された場合には、次の各号によらなければならない。

なお、委託先及び工事を担当する現場技術員については、監督職員から**通知**するものとする。

（１）受注者は、現場技術員が監督職員に代わり現場に臨場し、立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ、図面等）の**提出**に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。

（２）現場技術員は、契約書第10条に規定する監督職員ではなく、**指示**、**承諾**、**協議**及び**確認**の適否等を行う権限は有しないものである。ただし、監督職員から受注者に対する**指示**または、**通知**等を現場技術員を通じて行うことがある。

また、受注者が監督職員に対して行う**報告**または**通知**は、現場技術員を通じて行うことができる。

**土工共１－１－５　支給材料及び貸与物件**

１．適用規定

土木工事にあっては、共１－１－１６支給材料及び貸与物件の規定に加え以下の規定による。

２．貸与機械の使用

受注者は、貸与機械の使用にあたっては、別に定める請負工事用建設機械無償貸付仕様書によらなければならない。

**土工共１－１－６　監督職員による確認及び立会等**

**１．確認・立会願の提出**

受注者は**設計図書**に従って監督職員の立会が必要な場合にあたっては、あらかじめ確認・立会願を所定の様式により監督職員に**提出**しなければならない。

**２．監督職員の立会**

監督職員は、必要に応じ、工事現場または製作工場において**立会**し、または資料の**提出**を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

**３．確認及び立会の準備等**

受注者は、監督職員による**確認**及び**立会**に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。

なお、監督職員が製作工場において**確認**を行なう場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

**４．確認及び立会の時間**

監督職員による**確認**及び**立会**の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

**５．遵守義務**

受注者は、契約書第10条第2項第3号、第14条第2項または第15条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の**立会**を受け、材料の**確認**を受けた場合にあっても、契約書第18条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

**６．段階確認**

**段階確認**は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。

（１）受注者は、表３－１－１段階確認一覧表に示す確認時期において、**段階確認**を受けなければならない。

（２）受注者は、事前に**段階確認**に係わる**報告**（種別、細別、施工予定時期等）を監督職員に**提出**しなければならない。また、監督職員から**段階確認**の実施について**通知**があった場合には、受注者は、**段階確認**を受けなければならない。

（３）受注者は、**段階確認**に臨場するものとし、監督職員の**確認**を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ**提出**しなければならない。

（４）受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

**７．段階確認の臨場**

監督職員は、**設計図書**に定められた**段階確認**において臨場を机上とすることができる。この場合において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を**提示**し**確認**を受けなければならない。

**表３－１－１　段階確認一覧表**



**土工共１－１－７　数量の算出**

**１．一般事項**

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

**２．出来形数量の提出**

受注者は、出来形測量の結果を基に、治山林道必携（参考基準等）・土木工事数量算出要領（案）及び**設計図書**に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員からの請求があった場合は速やかに**提示**するとともに工事完成時までに監督職員に**提出**しなければならない。出来形測量の結果が、**設計図書**の寸法に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、**設計図書**に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

**土工共１－１－８　品質証明**

受注者は、**設計図書**で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。

（１）品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、受注者は、その結果を所定の様式により、検査時までに監督職員へ**提出**しなければならない。

（２）品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として品質証明員は検査に立会わなければならない。

（３）品質証明は、**契約図書**及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。

（４）品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の**承諾**を得た場合はこの限りでない。

（５）品質証明員を定めた場合、受注者は、書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に**提出**しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。

**土工共１－１－９　工事完成図書の納品**

**１．一般事項**

受注者は、工事完成図書として巻末の工事等資料一覧表に示す書類等を**提出**しなければならない。ただし、請負額100万円未満の工事については、工事写真と出来型形のわかる資料とすることができる。

**２．電子成果品及び紙の成果品**

受注者は、「栃木県CALS/EC電子納品運用に関するガイドライン（平成26年４月改訂）」及び「栃木県CAD製図基準運用ガイドライン（案）（平成26年4月版）」に基づいて**電子成果品**及び紙の成果品を作成し**納品**しなければならない。

**土工共１－１－１０　検査**

**１．一般事項**

受注者は、栃木県工事検査技術基準（平成28年4月1日改正）に基づく、検査を受けなければならない。

**２．完成検査、既済部分検査の適用**

完成検査、既済部分検査は、地方自治法施行令第167条の15第2項の検査を実施するときに行うものとする。

**３．中間検査の適用**

中間検査は、原則として当初契約金額5,000万円以上の工事、総括監督員が必要と認めた工事または**設計図書**において対象工事と定められた工事について実施する。

**４．中間検査の段階**

中間検査は、完成時不可視となる重要な部分の検査時期や当該工事の主要工種を考慮し施工上の重要な変化点の実施時期または**設計図書**において定められた段階において行うものとする。

**５．中間検査の時期選定**

中間検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は中間検査に先立って受注者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を**通知**するものとする。

**６．検査内容**

検査員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として**設計図書**と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

（１）工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。

（２）工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。

**７．適用規定**

受注者は、当該検査については、土工共１－１－６監督職員による確認及び立会い等第3項の規定を準用する。

**土工共１－１－１１　施工管理**

**１．適用規定**

土木工事にあっては、共１－１－２３施工管理の規定に加え以下の規定による。

**２．品質記録**

受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について整理し、監督職員に**提出**しなければならない。

**土工共１－１－１２　工事中の安全確保**

**１．適用規定**

土木工事にあっては、共１－１－２６工事中の安全確保の規定に加え以下の規定による。

**２．建設工事公衆災害防止対策要綱**

受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（建設事務次官通達、平成5年1月12日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

**３．使用する建設機械**

受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、**設計図書**により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の**承諾**を得て、それを使用することができる。

**４．架空線等事故防止対策**

受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資料等置き場等、工事に係る全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず監督職員へ**報告**しなければならない。

※**報告**については施工計画書に記載して**提出**するものとする。

**土工共１－１－１３　交通安全管理**

**１．適用規定**

土木工事にあっては、共１－１－３２交通安全管理の規定に加え以下の規定による。

**２．工事用道路の維持管理**

受注者は、**設計図書**において指定された工事用道路を使用する場合は、**設計図書**の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

**３．施工計画書**

受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に**指示**する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

**土工共１－１－１４　工事測量**

**１．適用規定**

土木工事にあっては、共１－１－３７工事測量の規定に加え以下の規定による。

**２．仮設標識**

受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。

**土工共１－１－１５　提出書類**

**１．一般事項**

受注者は、提出書類を通達、マニュアル及び様式集等により作成し、監督職員に**提出**しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の**指示**する様式によらなければならない。

**２．設計図書に定めるもの**

契約書第10条第5項に規定する「**設計図書**に定めるもの」とは請負代金額に係わる請求書、代金代理受領諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係わる書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

**３．提出書類**

受注者は、契約書に定めるもののほか、巻末の工事資料一覧表の１提出書類に示すものを監督職員に**提出**する。なお、低入札価格調査工事及び品質確保特別対策工事は、これらの両工事に関する規定による。

**土工共１－１－１６　創意工夫**

受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、工事完成時までに任意の様式により、監督職員に**提出**することができる。

**第２章　一般施工**

**第１節　適用**

**１．適用工種**

本章は、各工事において共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積（張）工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、構造物撤去工、仮設工、工場製作工（共通）、橋梁架設工、法面工（共通）、擁壁工（共通）、植栽維持工、床版工その他これらに類する工種について適用する。

**２．適用規定**

本章に特に定めのない事項については、第２編材料編及び第１編共通編第３章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

**第２節　適用すべき諸基準**

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。また、改正された場合は、原則として最新版を使用する。

日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編） 　　　　（平成29年11月）

日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）　 　　　　（平成29年11月）

日本道路協会　道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編） 　　 （平成29年11月）

日本道路協会　鋼道路橋施工便覧 　 　（平成27年3月）

日本道路協会　鋼道路橋防食便覧 　　 　（平成26年3月）

日本道路協会　舗装調査・試験法便覧 　（平成19年6月）

日本道路協会　アスファルト舗装工事共通仕様書解説 　（平成4年12月）

日本道路協会　転圧コンクリート舗装技術指針（案） 　（平成2年11月）

建設省　薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針 　（昭和49年7月）

建設省　薬液注入工事に係る施工管理等について 　（平成2年9月）

日本薬液注入協会　薬液注入工法の設計・施工指針 　　　　　（平成元年6月）

国土交通省　仮締切堤設置基準（案） 　　 （平成26年12月一部改正）

環境省　水質汚濁に係わる環境基準について 　（平成28年3月）

日本道路協会　防護柵の設置基準・同解説 　　　　　　　　 （平成28年12月）

日本道路協会　杭基礎施工便覧 　（平成27年3月）

全国特定法面保護協会　のり枠工の設計施工指針 　　　 （平成25年10月）

地盤工学会　グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説 （平成24年5月）

日本道路協会　道路土工－軟弱地盤対策工指針 　　　 （平成24年8月）

日本道路協会　道路土工要綱 （平成21年6月）

日本道路協会　道路土工－盛土工指針 （平成22年4月）

日本道路協会　道路土工－切土工・斜面安定工指針 （平成21年6月）

日本道路協会　道路土工－擁壁工指針 （平成24年７月）

日本道路協会　道路土工－カルバート工指針 （平成22年3月）

日本道路協会　道路土工－仮設構造物工指針 （平成11年3月）

日本道路協会　斜面上の深礎基礎設計施工便覧 （平成24年４月）

日本道路協会　舗装再生便覧 　　　 （平成22年11月）

日本道路協会　舗装設計施工指針 　　　　（平成18年 2月）

日本道路協会　舗装施工便覧 　　 　（平成18年 2月）

日本道路協会　鋼管矢板基礎設計施工便覧 （平成9年12月）

建設省　トンネル工事における可燃性ガス対策について （昭和53年7月）

建設業労働災害防止協会　ずい道等建設工事における換気技術指針 （換気技術の設計及び粉じん等の測定） （平成24年3月）

建設省　道路付属物の基礎について （昭和50年7月）

日本道路協会　道路標識設置基準・同解説 （昭和62年1月）

日本道路協会　視線誘導標設置基準・同解説 　　 （昭和59年10月）

建設省　土木構造物設計マニュアル（案）［土工構造物・橋梁編］ （平成11年11月）

建設省　土木構造物設計マニュアル（案）に係る設計・施工の手引き（案）

［ボックスカルバート・擁壁編］ （平成11年11月）

国土交通省　建設副産物適正処理推進要綱 （平成14年5月）

厚生労働省　ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン

（平成29年6月）

国土交通省　土木構造物設計マニュアル（案）［樋門編］ 　　 （平成13年12月）

国土交通省　土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）

（平成13年12月）

国土交通省　道路土工構造物技術基準　　　　　　　　　 （平成27年3月）

労働省　騒音障害防止のためのガイドライン （平成4年10月）

厚生労働省　手すり先行工法に関するガイドライン （平成21年4月）

土木学会　コンクリート標準示方書（規準編）　　　　 　　　 （平成30年10月）

日本道路協会　簡易舗装要綱 　　 　　　 （昭和54年10月）

**第３節　共通的工種**

**土工共２－３－１　一般事項**

本節は、各工事に共通的に使用する工種として作業土工（床掘り・埋戻し）、矢板工、縁石工、小型標識工、防止柵工、路側防護柵工、区画線工、道路付属物工、コンクリート面塗装工、プレテンション桁製作工（購入工）、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント主桁組立工、ＰＣホロースラブ製作工、ＰＣ箱桁製作工、現場継手工、伸縮装置工、銘板工、プレキャストカルバート工、側溝工、集水桝工、現場塗装工、かごマット工その他これらに類する工種について定める。

**土工共２－３－２　材料**

**１．アスカーブの材料**

縁石工で使用するアスカーブの材料は、土工共２－６－２アスファルト舗装の材料の規定による。

**２．コンクリート二次製品**

縁石工において、縁石材料にコンクリート二次製品を使用する場合は、使用する材料は、材２－７－２ セメントコンクリート製品の規定によるものとする。また、長尺物の緑石についてはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に準ずる。

**３．反射シート**

小型標識工に使用する反射シートは、JIS Z 9117 （再帰性反射材）または、カプセルレンズ型反射シートを用いるものとする。

**４．路側防護柵工の材料**

塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。

（１）溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合受注者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。

（２）溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、めっきの付着量を両面で275g/㎡以上とし、防錆を施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防蝕を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐触性が前述以上であることを**確認**しなければならない。

（３）熱硬化性アクリル樹脂塗装仕上げの場合は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗装厚としなければならない。

（４）受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対しては、亜鉛付着量がJIS G 3525（ワイヤーロープ）で定めた300g/㎡以上の亜鉛めっきを施さなければならない。

（５）受注者は、支柱については、埋込み部分に亜鉛めっき後、黒ワニスを用いて内外面とも塗装を行わなければならない。

（６）ボルト・ナット（オートガードに使用するボルト・ナットを除く）については、（１）、（２）により亜鉛めっきを施したものを用いるものとするが、ステンレス製品を用いる場合は、無処理とするものとする。

（７）鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。

①　雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所

②　路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合

**５．亜鉛めっき地肌のままの材料**

亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。

（１）受注者は、ケーブル以外の材料については、成形加工後、溶融亜鉛めっきを施さなければならない。

（２）受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ55）の550g/㎡（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく2種（HDZ35）の350g/㎡（片面の付着量）以上としなければならない。

（３）ガードレール用ビームの板厚が3.2㎜未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条４項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、（２）のその他の部材の場合によらなければならない。

（４）受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対して付着量が300g/㎡以上の亜鉛めっきを施さなければならない。

**６．視線誘導標の形状及び性能**

受注者は、視線誘導標を使用する場合、**設計図書**に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。

（１）反射体

①　受注者は、形状が丸型で直径70㎜以上100㎜ 以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。

②　受注者は、色が白色または橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。

白色　0.31＋0.25x≧y≧0.28＋0.25x

0.50≧x≧0.41

橙色　0.44≧y≧0.39

y≧0.99－x

ただし、ｘ、ｙはJIS Z 8781-3（側色一第三部:CIE三刺激値）の色度座標である。

③　受注者は、反射性能がJIS D 5500（自動車用ランプ類）に規定する反射性試験装置による試験で、表３－２－１に示す値以上である反射体を用いなければならない。

**表３－２－１　反射体**

（単位：cd/10.76 lx）



［注］上表は、反射有効径70㎜の場合の値である。

（２）支柱

①　受注者は、反射体を所定の位置に確実に固定できる構造の支柱を用いなければならない。

②　受注者は、白色またはこれに類する色の支柱を用いなければならない。

③　使用する支柱の諸元の標準は表３－２－２に示すものとする。

**表３－２－２　支柱の諸元**



［注］（　）書きは、材料にポリエチレン樹脂を使用する場合。

④　塗装仕上げする鋼管の場合

１）受注者は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。

２）受注者は、亜鉛の付着量をJIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）構造用＜Z27＞の275g/㎡（両面付着量）以上としなければならない。

ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプの場合、受注者は、内面を塗装その他の方法で防蝕を施さなければならない。その場合、耐蝕性は、前述以上とするものとする。

３）受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20μm以上の塗装で仕上げ塗装しなければならない。

⑤　亜鉛めっき地肌のままの場合

受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種（HDZ35）の350g/㎡（片面の付着量）以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。

**土工共２－３－３　作業土工（床掘り・埋戻し）**

**１．埋設物**

受注者は、埋設物を発見した場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**２．床掘りの施工**

受注者は、作業土工における床掘りの施工にあたり、地質の硬軟、地形及び現地の状況を考慮して**設計図書**に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。

**３．異常時の処置**

受注者は、床掘りにより崩壊または破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**４．床掘りの仕上げ**

受注者は、床掘りの仕上がり面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。

**５．岩盤床掘りの仕上げ**

受注者は、岩盤床掘りを発破によって行う場合には**設計図書**に定める仕上げ面を超えて発破を行わないように施工しなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、計画仕上がり面まで修復しなければならない。この場合、修復個所が目的構造物の機能を損なわず、かつ現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。

**６．排水処理**

受注者は、床掘り箇所の湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。

**７．過掘りの処理**

受注者は、施工上やむを得ず、既設構造物等を**設計図書**に定める断面を超えて床掘りの必要が生じた場合には、事前に**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**８．埋戻し材料**

受注者は、監督職員が**指示**する構造物の埋戻し材料については、この仕様書における関係各項に定めた土質のものを用いなければならない。

**９．埋戻し箇所の締固め**

受注者は、埋戻しにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上り厚を30㎝以下を基本として十分締固めながら埋戻さなければならない。

ただし、護岸の根入れ部や根固めブロックの設置等（橋梁下部や道路兼用工作物等の構造物を除く。）の堤外側の埋め戻しについては、締固めを要しない。

**10．埋戻し箇所の排水**

受注者は、埋戻し箇所に湧水及び滞水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。

**11．狭隘箇所等の埋戻し**

受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。なお、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

**12．埋設物周辺の埋戻し**

受注者は、埋戻しを行うにあたり埋設構造物がある場合は、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。

**13．水密性の確保**

受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石等が1ケ所に集中しないように施工しなければならない。

**14．適切な含水比の確保**

受注者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。

**土工共２－３－４　矢板工**

**１．一般事項**

矢板とは、木矢板、鋼矢板、コンクリート矢板の事をいう。

**２．鋼矢板の継手部**

鋼矢板の継手部は、かみ合わせて施工しなければならない。なお、これにより難い場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

**３．打込み工法の選定**

受注者は、打込み方法、使用機械等については、**設計図書**によるものとするが、**設計図書**に示されていない場合は、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じたものを選ばなければならない。

**４．矢板の打込み**

受注者は、矢板の打込みにあたり、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止し、隣接矢板が共下りしないように施工しなければならない。

**５．異常時の処置**

受注者は、**設計図書**に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**６．控索材の取付け**

受注者は、控索材の取付けにあたり、各控索材が一様に働くように締付けを行わなければならない。

**７．ウォータージェット工法の打止め**

受注者は、ウォータージェットを用いて施工する場合は、最後の打ち止めを併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。

**８．矢板引抜き跡の埋戻し**

受注者は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**９．鋼矢板の運搬、保管の注意**

受注者は、鋼矢板の運搬、保管にあたり、変形を生じないようにしなければならない。

**10．腹起しの施工の一般事項**

受注者は、腹起しの施工にあたり、矢板と十分に密着するようにし、隙間が生じた場合にはパッキング材を用いて土圧を均等に受けるようにしなければならない。

**11．腹起材の落下防止処置**

受注者は、腹起しの施工にあたり、受け金物、吊りワイヤ等によって支持するものとし、振動その他により落下することのないようにしなければならない。

**12．コンクリート矢板の運搬**

受注者は、コンクリート矢板の運搬にあたり、矢板を2点以上で支えなければならない。

**13．コンクリート矢板の保管**

受注者は、コンクリート矢板の保管にあたり、矢板を水平に置くものとし、3段以上積み重ねてはならない。

**14．落錘による打込み**

受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は2ｍ程度として施工しなければならない。

**15．鋼矢板防食処置**

受注者は、鋼矢板防食を行うにあたり、現地状況に適合した防食を行わなければならない。

**16．部材損傷防止**

受注者は、鋼矢板防食を行うにあたり、部材の運搬、保管、打込み時などに、部材を傷付けないようにしなければならない。

**17．控え版の施工**

受注者は、控え版の施工にあたり、外力による転倒、滑動及び沈下によって控索材に曲げが生じぬように施工しなければならない。

**18． 控え版の据え付け調整**

受注者は、控え版の据え付けにあたり、矢板側の控索材取付け孔と控え版側の取付け孔の位置が、上下及び左右とも正しくなるように調整しなければならない。

**19．木矢板**

（１）矢板の接合面は、必要に応じ「やはずはぎ」「あいかぎ」又は「さねはぎ」としなければならない。

（２）矢板の頭部は、正しく水平に切りかつ面取り仕上げをしなければならない。打ち込みに当たっては、鉄キャップ等を使用し、頭部の損傷を防がなければならない。

**土工共２－３－５　縁石工**

**１．一般事項**

縁石工の施工にあたり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1：3（セメント：砂）とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロック等を**契約図面**に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。

**２．アスカーブの適用規定**

アスカーブの施工については、土工共２－６－５アスファルト舗装工の規定による。

**３．アスカーブの施工**

アスカーブの施工にあたり、アスファルト混合物の舗設は、既設舗装面等が清浄で乾燥している場合のみ施工するものとする。気温が5℃以下のとき、または雨天時には施工してはならない。

**土工共２－３－６　小型標識工**

**１．一般事項**

受注者は、認識上適切な反射特性を持ち、耐久性があり、維持管理が容易な反射材料を用いなければならない。

**２．反射標識の取扱い**

受注者は、全面反射の標識を用いるものとするが、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。

**３．標示板基板の表面状態**

受注者は、標示板基板表面を機械的に研磨（サンディング処理）しラッカーシンナーまたは、表面処理液（弱アルカリ性処理液）で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。

**４．反射シート一般事項**

受注者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行なわなければならない。やむを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由・機械名等を記載し、使用にあたっては、その性能を十分に**確認**しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。なお、気温が10℃以下における屋外での貼付け及び 0.5㎡以上の貼付けは行ってはならない。

**５．反射シートの貼付け方式**

受注者は、重ね貼り方式または、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。

**６．反射シートの仕上げ**

受注者は、反射シートの貼付けについて、反射シートの表面のゆがみ、しわ、ふくれのないよう均一に仕上げなければならない。

**７．２枚以上の反射シート貼付け**

受注者は、2枚以上の反射シートを接合して貼付けるか、あるいは、組として使用する場合は、あらかじめ反射シート相互間の色合わせ（カラーマッチング）を行い、標示板面が日中及び夜間に均一、かつそれぞれ必要な輝きを有するようにしなければならない。

**８．２枚以上の反射シートの重ね合わせ**

受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、5～10㎜程度重ね合わせなければならない。

**９．標示板の製作**

受注者は、スクリーン印刷方式で標示板を製作する場合には、印刷した反射シート表面に、クリアー処理を施さなければならない。ただし、黒色の場合は、クリアー処理の必要はないものとする。

**10．素材加工**

受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、グラインダなどで表面を滑らかにしなければならない。

**11．工場取付け**

受注者は、取付け金具及び板表面の補強金具（補強リブ）すべてを工場において溶接により取付けるものとし、現場で取付けてはならない。

**12．錆止めの実施**

受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱錆（酸洗い）などの下地処理を行った後、燐酸塩被膜法などによる錆止めを施さなければならない。

**13．支柱素材の錆止め塗装**

受注者は、支柱素材についても本条12項と同様の方法で錆止めを施すか、錆止めペイントによる錆止め塗装を施さなければならない。

**14．支柱の上塗り塗装**

受注者は、支柱の上塗り塗装につや、付着性及び塗膜硬度が良好で長期にわたって変色、退色しないものを用いなければならない。

**15．溶融亜鉛めっきの基準**

受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種の（HDZ55）550g/㎡（片面の付着量）以上としなければならない。ただし、厚さ3.2㎜以上、6㎜未満の鋼材については2種（HDZ45）450g/㎡以上、厚さ3.2㎜未満の鋼材については2種（HDZ35）350g/㎡（片面の付着量）以上としなければならない。

**16．防錆処理**

受注者は、防錆処理にあたり、その素材前処理、メッキ及び後処理作業をJIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の規定により行わなければならない。なお、ネジ部はメッキ後ネジさらい、または遠心分離をしなければならない。

**17．現場仕上げ**

受注者は、メッキ後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、入念な清掃後にジンクリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。

**18．ジンクリッチ塗装用塗料**

ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は２回塗りで400～500g/㎡、または塗装厚は２回塗りで、40～50μmとしなければならない。

**19．ジンクリッチ塗装の塗り重ね**

ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装１時間以上経過後に先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを**確認**して行わなければならない。

**土工共２－３－７　防止柵工**

**１．一般事項**

受注者は、防止柵を設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**２．支柱の施工**

受注者は、支柱の施工にあたって、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。

**３．亜鉛めっき地肌の基準**

塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641 （溶融亜鉛めっき）2種（HDZ35）の 350g/㎡（片面付着量）以上となるよう施工しなければならない。

**土工共２－３－８　路側防護柵工**

**１．一般事項**

受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。

**２．掘削・埋戻し方法**

受注者は、支柱の施工にあたって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかなければならない。

**３．支柱位置支障等の処置**

受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、**設計図書**に定められた位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、**設計図書**に関して監督職員と**協議**して定めなければならない。

**４．ガードレールのビーム取付け**

受注者は、ガードレールのビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。

**５．ガードケーブル端末支柱の土中設置**

受注者は、ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが**設計図書**で定めた強度以上あることを**確認**した後、コンクリート基礎にかかる所定の力を支持できるよう土砂を締固めながら埋戻しをしなければならない。

**６．ガードケーブルの支柱取付**

受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力（A種は20kN/本、B種及びC種は9.8kN/本）を与えなければならない。

**土工共２－３－９　区画線工**

**１．一般事項**

受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工について設置路面の水分、泥、砂じん、ほこりを取り除き、均一に接着するようにしなければならない。

**２．区画線施工前の打合せ**

受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち施工箇所、施工時間帯、施工種類について監督職員の**指示**を受けるとともに、所轄警察署とも打ち合わせを行い、交通渋滞をきたすことのないよう施工しなければならない。

**３．路面への作図**

受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち路面に作図を行い、施工箇所、施工延長、施工幅等の適合を**確認**しなければならない。

**４．区画線施工の接着**

受注者は、溶融式、高視認性区画線の施工にあたって、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマーを路面に均等に塗布しなければならない。

**５．区画線施工と気温**

受注者は、溶融式、高視認性区画線の施工にあたって、やむを得ず気温5℃以下で施工しなければならない場合は、路面を予熱し路面温度を上昇させた後施工しなければならない。

**６．塗料溶解漕の温度**

受注者は、溶融式、高視認性区画線の施工にあたって、常に180℃～220℃の温度で塗料を塗布できるよう溶解漕を常に適温に管理しなければならない。

**７．ガラスビーズの散布**

受注者は、塗布面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないよう注意して、反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。

**８．区画線の消去**

受注者は、区画線の消去については、表示材（塗料）のみの除去を心掛け、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また受注者は消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。

**土工共２－３－１０　道路付属物工**

**１．視線誘導標**

受注者は、視線誘導標の施工にあたって、設置場所、建込角度が安全かつ、十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。

**２．支柱打込み**

受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱を打込む方法によって施工する場合、支柱の傾きに注意するとともに支柱の頭部に損傷を与えないよう支柱を打込まなければならない。また、受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないように施工しなければならない。

**３．支柱穴掘り埋戻し方法**

受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱の設置穴を掘り埋戻す方法によって施工する場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかなければならない。

**４．支柱のコンクリート構造物中の設置方法**

受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱を橋梁、擁壁、函渠などのコンクリート中に設置する場合、**設計図書**に定めた位置に設置しなければならないが、その位置に支障があるとき、また位置が明示されていない場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**５．距離標の設置**

受注者は、距離標を設置する際は、**設計図書**に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合には、左側に設置しなければならない。ただし、障害物などにより所定の位置に設置できない場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**６．道路鋲の設置**

受注者は、道路鋲を設置する際は、**設計図書**に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**土工共２－３－１１　コンクリート面塗装工**

**１．素地調整**

受注者は、塗装に先立ちコンクリート面の素地調整において、以下の項目に従わなければならない。

（１）受注者は、コンクリート表面に付着したレイタンス、塵あい（埃）、油脂類、塩分等の有害物や脆弱部等、前処理のプライマーの密着性に悪影響を及ぼすものは確実に除去しなければならない。

（２）受注者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、有離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。

**２．均一な塗装厚**

受注者は、塗装にあたり、塗り残し、ながれ、しわ等のないよう全面を均一の厚さに塗り上げなければならない。

**３．塗装の禁止**

受注者は、次の場合、塗装を行ってはならない。

（１）気温が、コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗及び柔軟性エポキシ樹脂塗料中塗を用いる場合で5℃以下のとき、コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗及び柔軟性ふっ素樹脂塗料上塗を用いる場合で0℃以下のとき

（２）湿度が85％以上のとき

（３）風が強いとき、及び塵あいが多いとき

（４）塗料の乾燥前に降雪雨のおそれがあるとき

（５）コンクリートの乾燥期間が3週間以内のとき

（６）コンクリート面の含水率は高周波水分計で8％以上のとき

（７）コンクリート面の漏水部

（８）その他監督職員が不適当と認めたとき

**４．塗り重ね**

受注者は、塗り重ねにおいては、前回塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を**確認**して行わなければならない。

**土工共２－３－１２　プレテンション桁製作工（購入工）**

**１．一般事項**

受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、JISマーク表示認証製品を製造している工場において製作したものを用いなければならない。

**２．適用規定**

受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。

（１）PC鋼材についた油、土及びごみ等コンクリートの付着を害するおそれのあるものを清掃し、除去し製作されたもの。

（２）プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度は、30N/㎜2以上であることを**確認**し、製作されたもの。

なお、圧縮強度の**確認**は、構造物と同様な養成条件におかれた供試体を用いて行うものとする。

（３）コンクリートの施工については、以下の規定により製作されたものとする。

①　振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。

②　蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間あたり15℃以下とし、養生中の温度は65℃以下として製作されたものとする。また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。

（４）プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一様にゆるめられるようにして製作されたもの。また、部材の移動を拘束しないようにして製作されたものとする。

**３．標示する事項**

型枠を取りはずしたプレテンション方式の桁にすみやかに下記の事項を表示しなければならない。

①　工事名または記号

②　コンクリート打設月日

③　通し番号

**土工共２－３－１３　ポストテンション桁製作工**

**１．コンクリートの施工**

受注者は、コンクリートの施工については、下記の事項に従わなければならない。

（１）受注者は、主桁型枠製作図面を作成し、**設計図書**との適合を**確認**しなければならない。

（２）受注者は、桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取りはずしにあたっては、プレストレス導入後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に取り外さなければならない。

（３）受注者は、内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めなければならない。

（４）受注者は、桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲及び型枠のすみずみまで行き渡るように行わなければならない。

（５）受注者は、コンクリートの打込み後にコンクリート表面が早期の乾燥を受けて収縮ひび割れが発生しないように、適切に仕上げなければならない。

**２．ＰＣケーブルの施工**

PCケーブルの施工については、下記の規定によるものとする。

（１）横組シース及び縦組シースは、コンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。

（２）PC鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土及びごみ等が付着しないよう、挿入しなければならない。

（３）シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時も必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにしなければならない。

（４）PC鋼材又はシースが**設計図書**で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めなければならない。

（５）PC鋼材又はシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立なければならない。

（６）定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷から保護しなければならない。

**３．PC緊張の施工**

PC緊張の施工については、下記の規定によるものとする。

（１）プレストレッシング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレッシング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の 1.7倍以上であることを**確認**しなければならない。なお、圧縮強度の**確認**は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。

（２）プレストレッシング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを**確認**しなければならない。

（３）プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を行わなければならない。

①　引張装置のキャリブレーション

②　PC鋼材のプレストレッシングの管理に用いる摩擦係数及びPC鋼材の見かけのヤング係数を求める試験

（４）プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を**提出**しなければならない。

（５）緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理しなければならない。

（６）緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の抜出し量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、直ちに監督職員に**連絡**するとともに原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。

（７）プレストレッシングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行わなければならない。

（８）プレストレッシングの施工は、「道路橋示方書・同解説（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編）17．11 ＰＣ鋼材工及び緊張工」（日本道路協会、平成29年11月）に基づき管理するものとし、順序、緊張力、ＰＣ鋼材の抜出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査員から請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

（９）プレストレッシング終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるもとする。これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

（10）緊張装置の使用については、PC鋼材の定着部及びコンクリートに有害な影響を与えるものを使用してはならない。

（11）PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考えて、引張の順序及び各々のPC鋼材の引張力を定めなければならない。

**４．グラウトの施工**

受注者は、グラウトの施工については、下記の規定によらなければならない。

（１）受注者は、本条で使用するグラフト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。

①　グラウトに用いるセメントは、 JIS R 5210（ボルトランドセメント）に適合する普通ポルランドセメントを標準とするが、これにより難い場合は監督職員と**協議**しなければならない。

②　グラウトは、ノンブリージングタイプを使用するものとする。

③　グラウトの水セメント比は、45％以下とするものとする。

④　グラウトの材齢28日における圧縮強度は、30.0Ｎ／㎜2以上とするものとする。

⑤　グラウトの体積変化率は±0.5%の範囲内とする。

⑥　グラウトのブリーディング率は、24時間後0.0％としなければならない。

⑦　グラウトに含まれる塩化物イオン量は、セメント質量の0.08％以下とするものとする。

⑧　グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、気温や流動性に対する混和剤の適用性を検討するものとする。

（２）受注者は、使用グラウトについて事前に次の試験及び測定を行い、**設計図書**に示す品質が得られることを**確認**しなければならない。ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。

①　流動性試験

②　ブリーディング率及び体積変化率の試験

③　圧縮強度試験

④　塩化物含有量の測定

（３）グラウトの施工については、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があることおよびダクトの気密性を**確認**した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを**確認**して作業を完了しなければならない。

（４）グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを**確認**した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。

（５）連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けなければならない。

（６）寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、＋5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。

（７）暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

なお、注入時のグラウトの温度は35℃を越えてはならない。

**５．主桁の仮置き**

受注者は、主桁の仮置きを行う場合は、仮置きした主桁に、過大な応力が生じないように支持するとともに、横倒れ防止処置を行わなければならない。

**６．主桁製作設備の施工**

主桁製作設備の施工については、下記の規定によるものとする。

主桁製作台の製作については、プレストレッシングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。

**７．プレグラウトされたＰＣ鋼材**

プレグラウトされたPC鋼材を使用する場合は、下記の規定によるものとする。

（１）PC鋼材は、JIS G 3536（PC鋼線及びPC鋼より線）に適合するもの又はこれと同等以上の特性や品質を有するものとする。

（２）使用する樹脂またはグラウトは、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化するものでなければならない。

（３）被覆材は、所定の強度、耐久性能を有し部材コンクリート部材と一体化が図れるものとする。

（４）プレグラウトされたPC鋼材として（１）から（３）を使用して加工された製品は、所要の耐久性能を有するものとする。

**土工共２－３－１４　プレキャストセグメント主桁組立工**

１．ブロック取卸し

受注者は、ブロック取卸しについては、特にブロック接合面の損傷に対して十分な保護をしなければならない。

２．ブロック組立て施工

ブロック組立ての施工については、下記の規定によるものとする。

（１）プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、**設計図書**によるものとする。

未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。

なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・（規準編）」（土木学会、平成30年10月）における、JSCE－H　101-2013 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格（案）による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

（２）プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、ごみ、油などを取り除かなければならない。

（３）プレキャストブロックの連結にあたって、**設計図書**に示す品質が得られるように施工するものとする。

（４）プレキャストブロックを連結する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレッシング中に、くい違いやねじれが生じないようにするものとする。

**３．ＰＣケーブル及びＰＣ緊張の施工**

PCケーブル及びPC緊張の施工については、土工共２－３－１３ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

**４．グラウトの施工**

グラウトの施工については、下記の規定によるものとする。

（１）接着剤の硬化を**確認**した後にグラウトを行うものとする。

（２）グラウトについては、土工共２－３－１３ポストテンション桁製作工の規定による。

**土工共２－３－１５　ＰＣホーロースラブ製作工**

**１．円筒型枠の施工**

受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。

**２．移動型枠の施工**

受注者は、移動型枠の施工については、型枠の移動が円滑に行われるための装置を設置しなければならない。

**３．コンクリートの施工**

コンクリートの施工については、土工共２－３－１３ポストテンション桁製作工の規定による。

**４．ＰＣケーブル及びＰＣ緊張の施工**

PCケーブル・PC緊張の施工については、土工共２－３－１３ポストテンション桁製作工の規定による。

**５．ＰＣ固定及びＰＣ継手の施工**

受注者は、主にケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工設計施工指針」（土木学会、平成３年３月刊）第６章施工の規定により施工しなければならない。

**６．グラウトの施工**

グラウトの施工については、土工共２－３－１３ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

**土工共２－３－１６　ＰＣ箱桁製作工**

**１．移動型枠の施工**

移動型枠の施工については、土工共２‐３‐１５ＰＣホーロースラブ製作工の規定による。

**２．コンクリート・ＰＣケーブル・ＰＣ緊張の施工**

コンクリート・PCケーブル・PC緊張の施工については、土工共２‐３‐１３ポストテンション桁製作工の規定による。

**３．ＰＣ固定・ＰＣ継手の施工**

PC固定・PC継手の施工については、土工共２‐３‐１５ＰＣホーロースラブ製作工の規定による。

**４．その他の施工**

横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトの施工については、土工共２‐３‐１３ポストテンション桁製作工の規定による。

**土工共２－３－１７　現場継手工**

**１．一般事項**

受注者は、高カボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を表３－２－３に示すすべり係数が得られるように、下記に示す処置を施すものとする。

（１）接触面を塗装しない場合、接触面は黒皮を除去して粗面とするものとする。受注者は、材片の締付けにあたっては、接触面の浮きさび、油、泥等を清掃して取り除かなければならない。

（２）接触面を塗装する場合は、表３－２－４に示す条件に基づき、無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。

**表３－２－３　すべり係数**



**表３－２－４　無機ジンクリッチペイントを塗布する場合の条件**



（３）接触面に（１）、（２）以外の処理を施す場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**２．密着**

受注者は、部材と連結板を、締付けにより密着させるようにしなければならない。

**３．ボルトの締付け**

ボルトの締付けについては、下記の規定によるものとする。

（１）ボルト軸力の導入をナットをまわして行なうものとする。やむを得ず頭まわしを行う場合は、トルク係数値の変化を**確認**するものとする。

（２）ボルトの締め付けをトルク法によって行う場合、締付けボルト軸力が各ボルトに均一に導入されるよう締付けボルトを調整するものとする。

（３）トルシア形高カボルトを使用する場合、本締付けには専用締付け機を使用するものとする。

（４）ボルトの締め付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、または組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から、次に示す回転角を与えるものとする。ただし、回転法はF8T、B8Tのみに用いるものとする。

①　ボルト長が径の5倍以下の場合：1/3回転（120度）±30度

②　ボルト長が径の5倍を越える場合：施工条件に一致した予備試験によって目標回転数を決定する。

（５）ボルトの締め付けを耐力点法によって行う場合は、JIS B 1186 （摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット）に規定された第２種の呼びM20、M22、M24を標準とし、耐遅れ破壊特性の良好な高カボルトを用い、専用の締付け機を使用して本締付けを行わなければならない。

（６）ボルトの締付け機、測定器具などの検定は、下記に示す時期に行いその精度を**確認**しなければならない。

・軸力計は現場搬入直前に1回、その後は3ヶ月に1回検定を行う。

・トルクレンチは現場搬入時に１回、搬入後は1ヶ月に１回検定を行う。

・ボルト締付け機は現場搬入前に1回点検し、搬入後は3ヶ月に１回検定を行う。

ただし、トルシア型高力ボルト専用締付け機は検定の必要はなく、整備点検を行えばよい。

**４．締付けボルト軸力**

締付けボルト軸力については、下記の規定によるものとする。

（１）セットのトルク係数値は、0.11～0.16に適合するものとする。

（２）摩擦接合ボルトを、表３－２－５に示す設計ボルト軸力が得られるように締め付けるものとする。

**表３－２****－５　設計ボルト軸力（kN）**



（３）トルク法によって締め付ける場合の締付けボルト軸力は、設計ボルト軸力の10％増を標準とする。

（４）トルシア形高カボルトの締付けボルト軸力試験は、締め付け以前に一つの製造ロットから５組の供試セットを無作為に抽出し、行なうものとする。試験の結果、平均値は表３－２－６及び表３－２－７に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。

**表３－２－６　常温時（10～30℃）の締付けボルト軸力の平均値**



**表３－２－７ 常温時以外（０～10℃、30～60℃）の締付けボルト軸力の平均値**



（５）耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから５組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表３－２－８に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。

**表３－２－８　耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値**



［注］σy：ボルト試験片の耐力（N/㎜2）（JIS Z 2241の４号試験片による）

５．ボルトの締付け順序

受注者は、ボルトの締め付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、２度締めを行わなければならない。順序は、図３－２－１のとおりとする。なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に**確認**できるようにボルトナット及び座金にマーキングを行なうものとする。

HTB

添接板

母材

**図３－２－１　ボルト締付け順序**

**６．ボルトの包装と現場保管**

受注者は、ボルトのセットを、工事出荷時の品質が現場施工時まで保たれるように、その包装と現場保管に注意しなければならない。また、包装は、施工直前に解くものとする。

**７．締付け確認**

締付け**確認**については、下記の規定によるものとする。

（１）締付け**確認**をボルト締め付け後速やかに行い、その記録を整備および保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

（２）ボルトの締付け**確認**については、下記の規定によるものとする。

①　トルク法による場合は、各ボルト群の10％のボルト本数を標準として、トルクレンチによって締付け**確認**を行わなければならない。

②　トルシア形高カボルトの場合は、全数につきピンテールの切断の**確認**とマーキングによる外観確認を行わなければならない。

（３）回転法及び耐力点法による場合は、全般についてマーキングによる外観確認を行わなければならない。

**８．併用する場合の施工順序**

受注者は、溶接と高カボルト摩擦接合とを併用する場合は、溶接の完了後に高カボルトを締付けなければならない。

**９．現場溶接**

（１）受注者は、溶接・溶接材料の清掃・乾燥状態に注意し、それらを良好な状態に保つのに必要な諸設備を現場に備えなければならない。

（２）受注者は、現場溶接に先立ち、開先の状態、材片の拘束状態等について注意をはらわなければならない。

（３）受注者は、溶接材料、溶接検査等に関する溶接施工上の注意点については、工場溶接に準じて考慮しなければならない。

（４）受注者は、溶接のアークが風による影響を受けないように防風設備を設置しなければならない。

（５）受注者は、溶接現場の気象条件が下記に該当する時は、溶接欠陥の発生を防止するため、防風設備及び予熱等により溶接作業条件を整えられる場合を除き溶接作業を行ってはならない。

①　雨天または作業中に雨天となるおそれのある場合

②　雨上がり直後

③　風が強いとき

④　気温が5℃以下の場合

⑤　その他監督職員が不適当と認めた場合

（６）受注者は、現場継手工の施工については、圧接作業において常に安定した姿勢で施工ができるように、作業場には安全な足場を設けなければならない。

**土工共２－３－１８　伸縮装置工**

**１．一般事項**

受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定しなければならない。また、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

**２．漏水防止**

受注者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、**設計図書**によらなければならない。

**土工共２－３－１９　銘板工**

**１．一般事項**

受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202 （鋳物用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図３－２－２によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と**協議**しなければならない。



※１ 管理技術者氏名 ※２ 監理技術者等氏名

**図３－２－２　銘板の寸法及び記載事項**

**２．橋歴板**

受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督職員の**指示**によらなければならない。

**３．橋歴板記載事項**

受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の製作年月を記入しなければならない。

**土工共２－３－２０　プレキャストカルバート工**

**１．一般事項**

受注者は、現地の状況により**設計図書**に示された据付け勾配により難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**２．施工順序**

受注者は、プレキャストカルバートエの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わぬように注意して、カルパートの下流側または低い側から設置しなければならない。

**３．縦締め施工**

受注者は、プレキャストホックスカルバードの縦締め施工については、「道路土工‐カルバートエ指針７‐２（２）２）敷設工」（日本道路協会、平成22年3月）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

**４．プレキャストパイプの施工**

受注者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工しなければならない。

**５．プレキャストパイプの切断**

受注者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。

**土工共２－３－２１　側溝工**

**１．一般事項**

受注者は、プレキャストＵ型側溝、Ｌ型側溝、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように施工しなければならない。

**２．側溝蓋の施工**

受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。

**３．管渠の施工**

受注者は、管渠の施工については、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに基礎は、支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。

**４．管渠施工上の注意**

受注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管等の施工については、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。

**５．埋戻し及び盛土の施工**

受注者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工については、管渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないように、左右均等に層状に締固めなければならない。

**６．フィルター材料**

受注者は、フィルター材料を使用する場合は、排水性のよい砂または、クラッシャラン等を使用しなければならない。

**７．ソケット付管の布設**

受注者は、ソケット付の管を布設する時は、上流側または高い側にソケットを向けなければならない。

**８．管の据付**

受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充填し、空隙や漏水が生じないように施工しなければならない。

**９．管の切断**

受注者は、管の一部を切断する必要のある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。

**10．異常時の処置**

受注者は、コルゲートパイプの布設については、砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**11．コルゲートパイプの組立て**

受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。

**12．コルゲートパイプの布設条件**

受注者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については**設計図書**によるものとし、予期しない沈下のおそれがあって、上げ越しが必要な場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**土工共２－３－２２　集水桝工**

**１．一般事項**

受注者は、集水桝の据付けにっいては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分には、保護しなければならない。

**２．蓋の設置**

受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。

**土工共２－３－２３　現場塗装工**

**１．一般事項**

受注者は、鋼橋の現場塗装は、床版工終了後に、鋼製えん堤の現場塗装は、鋼製えん堤の据付け終了後に行うものとし、これにより難い場合は、**設計図書**によらなければならない。

**２．塗膜損傷時の処置**

受注者は、鋼橋の架設後及び鋼製えん堤の据付け後に前回までの塗膜を損傷した場合、補修塗装を行ってから現場塗装を行わなければならない。

**３．有害な付着物の処置**

受注者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、たれ、はじき、あわ、ふくれ、われ、はがれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、必要な処置を講じなければならない。

**４．塗装塗布方法**

受注者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケ又はローラーブラシを用いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。

**５．付着油脂類等の除去**

受注者は、現場塗装の前にジンクリッチペイントの白さび及び付着した油脂類は除去しなければならない。

**６．必要塗膜厚の確保**

受注者は、溶接部、ボルトの接合部分、形鋼の隅角部その他の構造の複雑な部分について、必要塗膜厚を確保するように施工しなければならない。

**７．有害薬品の使用禁止**

受注者は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。

**８．付着塩分の水洗い**

受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaC1が50mg/㎡以上の時は水洗いするものとする。

**９．塗装の禁止条件**

受注者は、以下の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

塗装禁止条件は、表３－２－９に示すとおりである。

**表３－２－９　塗装禁止条件**



（１）降雨等で表面が濡れているとき。

（２）風が強いとき及び塵埃が多いとき。

（３）塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。

（４）炎天で鋼材表面の温度が高く、塗膜にアワを生ずるおそれがあるとき。

（５）その他監督職員が不適当と認めたとき。

**10．乾燥状態での施工**

受注者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態のときに塗装しなければならない。

**11．欠陥防止**

受注者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。

**12．均一塗料の使用**

受注者は、塗料を使用前に撹絆し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。

**13．下塗**

（１）受注者は、被塗装面の素地調整状態を**確認**したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、塗装するものとする。

（２）受注者は、塗料の塗り重ねにあたって、塗装ごとに定められた塗装間隔を守って塗装しなければならない。

（３）受注者は、ボルト締め後または溶接施工のため塗装が困難となる部分で**設計図書**に示されている場合または、監督職員の**指示**がある場合にはあらかじめ塗装を完了させなければならない。

（４）受注者は、支承等の機械仕上げ面に、防錆油等を塗布しなければならない。

（５）受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部付近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響のほか、自動溶接機の取り付けや超音波深傷の施工など考慮して決定する。

ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。なお、受注者は、防錆剤の使用については、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

**14．中塗、上塗**

（１）受注者は、中塗および上塗にあたって、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を**確認**したうえで行わなければならない。

（２）受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境における鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までを速やかに行わなければならない。

**15．塗装禁止箇所**

受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、主桁や縦桁上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30μｍ塗布するものとする。

**16．検査**

（１）受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに**提示**するとともに、工事完成時に監督職員へ**提出**しなければならない。

（２）受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。

（３）受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎に25点（１点当たり５回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。だだし、１ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに１点とする。

（４）受注者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別または作業姿勢別に測定位置を定め平均して測定するよう配慮しなければならない。

（５）受注者は、膜厚測定器として電磁膜厚計を使用しなければならない｡

（６）受注者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。

①　塗膜厚測定値（5回平均）の平均値は、目標塗膜厚合計値の90％以上とするものとする。

②　塗膜厚測定値（5回平均）の最小値は、目標塗膜厚合計値の70％以上とするものとする。

③　塗膜厚測定値（5回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20％を越えないものとする。ただし、標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とするものとする。

④　平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が管理基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、最上層の塗装を増し塗りして、再検査しなければならない。

（７）受注者は、塗料の缶貼付ラペルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督職員に**提示**しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成精表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）の**確認**し、記録、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

**17．記録**

（１）受注者が、記録として作成・保管する施工管理写真は、カラー写真とするものとする。

（２）受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側（左）または終点側（右）の外桁腹板に、ペイントまたは耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図３－２－３のとおり記録しなければならない。



**図３－２－３　塗装記録表の仕様**

**土工共２－３－２４　かごマット工**

**１．一般事項**

かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線龍型護岸の設計・施工技術基準（案）」（国土交通省治水課 平成21年４月24日改定）（以下「鉄線龍型基準」という。）によるほか、**契約図面**及び以下による。

**２．要求性能**

線材は、以下の要求性能を満足することを**確認**するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断のうえ、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを**確認**するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に**提出**し、**確認**を受けなければならない。なお、本工事において蓋材に要求される性能（摩擦抵抗）は**設計図書**によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。

**３．表示標の提出**

受注者は、納入された製品について監督職員が指定する表示標（底網、蓋網、側網及び仕切網毎に網線に使用した線材の製造工場名、表示番号及び製造年月日を記載したもの）を監督具に**提出**しなければならない。

また、監督職員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を**提出**しなければならない。

**表３－２－１０　要求性能の確認方法**



［注１］表３－２－１０の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「８.線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験（表３－２－１２）を行うものとする。

［注２］めっき鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「７.線材に要求される性能」に、基づく要求性能を満足することを**確認**した公的試験機関による審査証明を事前に監督職員に**提出**し、**確認**を受けなければならない。

**４．網の結束**

側網、仕切網はあらかじめ工場で底網に結束するものとする。ただし、特殊部でこれによりがたい場合は、監督職員の**承諾**を得るものとする。

**５．結束方法**

網線材の末端は1.5回以上巻き式によって結束し、線末端は内面に向けるものとする。

ただし、蓋金網の端部については1.5回以上巻きとするが、リング方式でもよいものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。

**６．連結方法**

連結の方法はコイル式とし、表３－２－１１のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1/2以上（1本/ｍ）を連結すること。連結終了時のコイルは、両端の線端末を内側に向けるものとする。

**表３－２－１１　連結コイル線**



［注］コイル長の上段：（　　）書きは、かごの厚さ30㎝規格の場合

**表３－２－１２　線材の品質管理試験の内容**



［注１］※１　巻線とは、工場における製造単位を言い、約1tとする。

※２　めっき成分及び付着量の基準値は、耐久性に関する性能**確認**試験及び摩擦抵抗に関する性能**確認**試験に使用した製品のめっき成分及び付着量を基に決定する。なお、めっき鉄線以外の線材については、めっき成分及びめっき付着量の試験項目を省略できるものとする。

［注２］線形の基準値の（　　）書きは30㎝規格、［　　］書きは50㎝規格

［注３］めっき鉄線以外の鉄線についても、鉄線籠型基準に基づく要求性能を満足することを**確認**した公的試験機関による審査証明にて設定された試験項目、基準値、試験方法、試験の頻度により品質**確認**試験を行うものとする。

**７．かごマットの詰石の施工**

受注者は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように注意しなければならない。

**８．かごマットの中詰用ぐり石**

受注者は、かごマットの中詰用ぐり石については、かごマットの厚さが30㎝の場合は５～15㎝、かごマットの厚さが50㎝の場合は15～20㎝の大きさとし、かごマットの網目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。

**第４節　基礎工**

**土工共２－４－１　一般事項**

**１．適用工種**

本節は、基礎工として土台基礎工、基礎工（護岸）、既製杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、その他これらに類する工種について定めるものとする。

**２．基礎工の施工**

受注者は、切込砂利、砕石基礎工、割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後（割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、砕石などの間隙充填材を加え）締固めながら仕上げなければならない。

**土工共２－４－２　土台基礎工**

**１．一般事項**

土台基礎工とは、一本土台、片梯子土台、梯子土台及び止杭一本土台をいうものとする。

**２．木製の土台基礎工**

受注者は、土台基礎工に木材を使用する場合には、樹皮をはいだ生木を用いなければならない。

**３．土台基礎工の施工**

受注者は、土台基礎工の施工にあたり、床を整正し締固めた後、据付けるものとし、空隙には、割ぐり石、砕石等を充填しなければならない。

**４．片梯子土台及び梯子土台の施工**

受注者は、片梯子土台及び梯子土台の施工にあたっては、部材接合部に隙間が生じないように土台を組み立てなければならない。

**５．止杭一本土台の施工**

受注者は、止杭一本土台の施工にあたっては、上部からの荷重の偏心が生じないように設置しなければならない。

**６．土台基礎工に用いる木材**

受注者は、土台基礎工に用いる木材について**設計図書**に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。

**７．止杭の先端**

止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度にしなければならない。

**土工共２－４－３　基礎工（護岸）**

**１．一般事項**

受注者は、基礎工設置のための掘削に際しては、掘り過ぎのないように施工しなければならない。

**２．水中打込みの禁止**

受注者は、基礎工（護岸）のコンクリート施工において、水中打込みを行ってはならない。

**３．目地の施工位置**

受注者は、基礎工（護岸）の目地の施工位置は**設計図書**に従って施工しなければならない。

**４．裏込め材の施工**

受注者は、基礎工（護岸）の施工において、裏込め材の締固めは、締固め機械等を用いて施工しなければならない。

**土工共２－４－４　既製杭工**

**１．既製杭工の種類**

既製杭工とは、既製コンクリート杭、鋼管杭、及びH鋼杭をいうものとする。

**２．既製杭工の工法**

既製杭工の工法は、打込み杭工法及び中掘り杭工法、プレボーリング杭法、鋼官ソイルセメント杭工法または回転杭工法とし、取扱いは本条及び**設計図書**によらなければならない。

**３．試験杭の施工**

受注者は、試験杭の施工に際して、**設計図書**に従って試験抗を施工しなければならない。また、**設計図書**に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭として施工しなければならない。

なお、**設計図書**に示されていない場合には、各基礎ごとに、**設計図書**に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。

また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する抗も試験抗として実地することで不足する情報を補足し、以降の抗施工に反映するものとする。

**４．施工計画書、施工記録**

受注者は、あらかじめ杭の打止め管理方法（ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など）等を定め施工計画書に記載し、施工にあたり施工記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに**提示**するとともに検査時に**提出**しなければならない。

**５．杭施工跡の埋戻し**

受注者は、既製杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、土共２－３－３作業土工（床掘り・埋戻し）の規定により、これを埋戻さなければならない。

**６．既製杭工の杭頭処理**

受注者は、既製杭工の杭頭処理に際して、杭本体を損傷させないように行わなければならない。

**７．既製杭工の打込み工法の選定**

受注者は、既製杭工の打込み方法、使用機械等については打込み地点の土質条件、立地条件、杭の種類に応じたものを選ばなければならない。

**８．打込みキャップ等**

受注者は、コンクリート既製杭工の打込みに際し、キャップは杭径に適したものを用いるものとし、クッションは変形のないものを用いなければならない。

**９．杭頭損傷の修補**

受注者は、既製杭工の施工にあたり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補または取り替えなければならない。

**10．打込み不能の場合の処理**

受注者は、既製杭工の施工を行うにあたり、**設計図書**に示された杭先端の深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。また、支持力の測定値が、**設計図書**に示された支持力に達しない場合は、受注者は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**11．中掘り杭工法による既製杭工施工**

受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端周辺及び先端地盤の乱れを最小限に留めるように沈設するとともに、必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。杭の堀削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により**確認**した現場に適した速度で行う。

なお、施工管理装置は、中堀り削除・沈設及びセメントミルク噴出撹拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。

**12．残杭の再使用時の注意**

受注者は、既製杭工の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

**13．既製コンクリート杭の施工**

既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。

（１）受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規格によらなければならない。

（２）受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定による。

（３）受注者は、杭の継手はJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定による。

**14．杭支持層の確認・記録**

受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）7施工7.4くい施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出撹拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が**設計図書**に示された支持層付近に達した時点で支持層の**確認**をするとともに、**確認**のための資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく**提示**するとともに、工事完成時に監督職員へ**提出**しなければならない。セメントミルクの噴出撹拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の撹拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。

また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。

**15．既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理**

受注者は、既製コンクリート杭または鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法技術またはこれと同等の工法技術によるものとし、受注者は施工に先立ち、当該工法技術について、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

ただし、最終打撃方式及びコンクリート打設方式はこれらの規定には該当しない。

**16．セメントミルクの水セメント比**

受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比が**設計図書**に示されていない場合は、60％以上かつ70％以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないよう十分注意して掘削しなければならない。

また、撹拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、セメントミルクを噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。

**17．既製コンクリート杭のカットオフ**

受注者は、既製コンクリート杭のカットオフの施工にあたっては、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行わなければならない。

**18．殻運搬処理**

受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。

**19．鋼管杭及びＨ鋼杭の運搬・保管**

受注者は、鋼管杭及びＨ鋼杭の運搬、保管にあたっては、杭の表面、Ｈ鋼杭のフランジ縁端部、鋼管杭の継手、開先部分などに損傷を与えないようにしなければならない。また、杭の断面特性を考えて大きなたわみ、変形を生じないようにしなければならない。

**20．鋼管杭及びＨ鋼杭の頭部の切りそろえ**

受注者は、鋼管杭及びＨ鋼杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止めなどを取付ける時は、確実に施工しなければならない。

**21．鋼管杭及びＨ鋼杭の現場継手**

既製杭工における鋼管杭及びＨ鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。

（１）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、下記の規定による。

（２）受注者は、鋼管杭及びＨ鋼杭の溶接は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（または同等以上の検定試験）に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が６ヵ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は､ JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（またはこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。

（３）受注者は、鋼管杭及びＨ鋼杭の溶接に従事する溶接工の資格証明書の写しを監督職員に**提出**しなければならない。また、溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の**提示**を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。

（４）受注者は、鋼管杭及びＨ鋼杭の溶接には直流または交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。

（５）受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びＨ鋼杭の溶接作業を行ってはならない。風は、セルフシールドアーク溶接の場合には10m/sec以内、ガスシールドアーク溶接の場合には2ｍ/sec以内とする。ただし、作業が可能なように、遮へいした場合等には、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て作業を行うことができる。また、気温が５℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が－10～＋５℃の場合で、溶接部から100㎜以内の部分がすべて＋36℃以上に予熱した場合は施工できる。

（６）受注者は、鋼管杭及びＨ鋼杭の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。

（７）受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表３－２－１４の許容値を満足するように施工しなければならない。

なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行うものとする。

**表３－２－１３　現場円周溶接部の目違いの許容値**



（８）受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の**確認**を行わなければならない。なお、**確認**の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダーまたはガウジングなどで完全にはつりとり、再溶接して補修しなければならない。

（９）受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びＨ鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りをうける側から開始しなければならない。

（10）受注者は、本項（７）及び（８）のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、当該記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに**提示**するとともに、工事完成時に監督職員へ**提出**しなければならない。

（11）受注者は、Ｈ鋼杭の溶接にあたり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を**確認**のうえ、継目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面Ｖ形溶接、ウェブに対しては両面Ｋ形溶接を行うものとする。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行わなければならない。

**22．鋼管杭中掘り杭工法の先端処理**

鋼管杭における中掘り杭工法の先端処理については、本条14項15項及び16項の規定によるものとする。

**23．鋼管杭防食防止**

受注者は、鋼管杭防食を行うにあたり、現地状況に適合した防食を行わなければならない。

**24．部材の損傷防止**

受注者は、鋼管杭防食の施工を行うにあたり、部材の運搬、保管、打込み時などに部材を傷付けないようにしなければならない。

**土工共２－４－５　深礎工**

**１．仮巻コンクリート**

受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合は、予備掘削を行いコンクリートはライナープレートと隙間無く打設しなければならない。

**２．深礎掘削**

受注者は、深礎掘削を行うにあたり、常に鉛直を保持し支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは最小限にしなければならない。また、常に孔内の排水を行わなければならない。

**３．土留工**

受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は、監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。また、土留材は脱落、変形及び緩みのないように組立てなければならない。なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで覆わなければならない。

**４．支持地盤の確認**

受注者は、孔底が**設計図書**に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより**確認**し、その資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに**提示**するとともに、工事完成時に監督職員へ**提出**しなければならない。

**５．コンクリート打設**

受注者は、コンクリート打設にあたっては、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。

**６．鉄筋組立て**

受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を行ってはならない。

**７．鉄筋の継手**

軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手または機械式継手とする。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

**８．裏込注入**

受注者は、土留め材と地山との間に生じた空隙部には、全長にわたって裏込注入をおこなわなければならない。なお、裏込注入材料が**設計図書**に示されていない場合には、監督職員の**承諾**を得なければならない。

**９．裏込材注入圧力**

裏込材注入圧力は、低圧（0.1N／㎜2程度）とするが、これにより難い場合は、施工に先立って監督職員の**承諾**を得なければならない。

**10．湧水処理**

受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**11．ライナープレートの組立**

受注者は、ライナープレートの組立にあたっては、偏心と歪みを出来るだけ小さくするようにしなければならない。

**12．施工計画書、施工記録**

受注者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに**提示**するとともに、工事完成時に監督職員へ**提出**しなければならない。

**13．殻運搬処理**

受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処理を行わなければならない。

**土工共２－４－６　オープンケーソン基礎工**

**１．施工計画書**

受注者は、オープンケーソンのコンクリート打込み、１ロットの長さ、ケーソン内の掘削方法、載荷方法等については、施工計画書に記載しなければならない。

**２．刃口金物据付け**

受注者は、不等沈下を起こさないよう刃口金物据付けを行わなければならない。

**３．１ロットのコンクリートの連続打設**

受注者は、オープンケーソンの１ロットのコンクリートが、水密かつ必要によっては気密な構造となるように、連続して打込まなければならない。

**４．施工記録の整備・保管**

受注者は、オープンケーソンの施工にあたり、施工記録を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに**提示**するとともに工事完成時に監督職員へ**提出**しなければならない。

**５．火薬類の使用**

受注者は、オープンケーソン基礎工の掘削沈下を行うにあたり、火薬類を使用する必要が生じた場合は、事前に監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。なお、火薬類の使用によってみだりに周辺地盤を乱さないようにしなければならない。

**６．オープンケーソンの沈下促進**

受注者は、オープンケーソンの沈下促進を行うにあたり、全面を均等に、中央部からできるだけ対称に掘り下げ、トランシット等で観測し移動や傾斜及び回転が生じないように、矯正しながら施工しなければならない。オープンケーソン施工長及び沈下量は、オープンケーソン外壁に刃口からの長さを記入し、これを観測し、急激な沈下を生じないように施工しなければならない。

**７．過掘の禁止**

受注者は、オープンケーソンの沈下促進にあたり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**８．最終沈下直前の掘削**

受注者は、オープンケーソンの最終沈下直前の掘削にあたっては、刃口周辺部から中央部に向って行い、中央部の深掘りは避けなければならない。

**９．支持地盤の確認**

受注者は、オープンケーソンが**設計図書**に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が**設計図書**を満足することを**確認**し、その資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに**提示**するとともに、工事完成時に監督職員へ**提出**しなければならない。

**10．底版コンクリート打設準備**

受注者は、底版コンクリートを打込む前に刃口より上にある土砂を掘削しなければならない。さらに刃先下部の掘越した部分はコンクリートで埋戻さなければならない。また陸掘りの場合を除き、水中コンクリートは、オープンケーソン内の水位の変動がないことを**確認**したうえ、トレミー管またはコンクリートポンプ等を用いて打込むものとする。この場合、管の先端は常に打込まれたコンクリート中に貫入された状態にしておかなければならない。

**11．掘削時の注意**

受注者は、機械により掘削する場合には、作業中、オープンケーソンに衝撃を与えないようにしなければならない。

**12．オープンケーソン内の湛水処理**

受注者は、底版コンクリート打込みの後、オープンケーソン内の湛水を排除してはならない。

**13．中詰充てんの施工**

受注者は、中詰充てんを施工するにあたり、オープンケーソン内の水位を保った状態で密実に行わなければならない。

**14．止水壁取壊し**

受注者は、止水壁取壊しを行うにあたり、構造物本体及びオープンケーソンを損傷させないよう、壁内外の外力が釣り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない。

**15．殻運搬処理**

受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように適正な処置を行わなければならない。

**第５節　石・ブロック積（張）工**

**土工共２－５－１　一般事項**

**１．適用工種**

本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工（床掘り、埋戻し）、コンクリートブロック工、石積（張）工その他これらに類する工種について定めるものとする。

**２．付着物の除去**

受注者は、石・ブロック積（張）工の施工に先立ち、石・ブロックに付着したごみ、泥等の汚物を取り除かなければならない。

**３．積み上げ時の注意**

受注者は、石・ブロック積（張）工の施工にあたっては、等高を保ちながら積み上げなければならない。

**４．水抜き孔**

受注者は、コンクリートブロック工及び石積（張）工の水抜き孔を**設計図書**に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合には、２％程度の勾配で設置しなければならない。

なお、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**５．谷積**

受注者は、コンクリートブロック工及び石積（張）工の施工にあたり、**設計図書**に示されていない場合は谷積としなければならない。



**図３－２－４　谷積**

**６．裏込め**

受注者は、裏込めに割ぐり石を使用する場合は、クラッシャラン等で間隙を充填しなければならない。

**７．端末部及び曲線部等の処置**

受注者は、端末部及び曲線部等で間隙が生じる場合は、半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合は、コンクリート等を用いて施工しなければならない。

**８．端部保護ブロック及び天端コンクリート施工時の注意**

受注者は、端部保護ブロック及び天端コンクリートの施工にあたっては、裏込め材の流出、地山の漏水や浸食等が生じないようにしなければならない。

**９．石・ブロック積（張）工の基礎**

受注者は、石・ブロック積（張）工の基礎の施工にあたっては、沈下、壁面の変形などの石・ブロック積（張）工の安定に影響が生じないようにしなければならない。

**土工共２－５－２　作業土工（床掘り・埋戻し）**

作業土工の施工については、土工共２－３－３作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

**土工共２－５－３　コンクリートブロック工**

**１．一般事項**

コンクリートブロック工とは、コンクリートブロック積、コンクリートブロック張りをいうものとする。

**２．コンクリートブロック積**

コンクリートブロック積とは、プレキャストコンクリートブロックによって練積されたもので、法勾配が１：1より急なものをいうものとする。

コンクリートブロック張りとは、プレキャストブロックを法面に張りつけた、法勾配が1：1若しくは1：1よりゆるやかなものをいうものとする。

**３．コンクリートブロック張りの基礎**

受注者は、コンクリートブロック張りの施工に先立って、砕石、割ぐり石またはクラッシャランを敷均し、締固めを行わなければならない。また、ブロックは凹凸なく張込まなければならない。

**４．コンクリートブロック工の空張の積上げ**

受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に著しい空隙が生じないように入念に施工し、締固めなければならない。

**５．コンクリートブロック工の練積または練張の施工**

受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張の施工にあたり、合端を合わせ尻かいを用いて固定し、胴込めコンクリートを充てんした後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。

**６．裏込めコンクリート**

受注者は、コンクリートブロック工の練積における裏込めコンクリートは、**設計図書**に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかなければならない。なお、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**７．伸縮目地、水抜き孔の施工**

受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工にあたり、施工位置については**設計図書**に従って施工しなければならない。なお、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**８．合端の施工**

受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、モルタル目地を塗る場合は、あらかじめ**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。



**図３－２－５　コンクリートブロック工**

**９．末端部及び曲線部等の処置**

受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければならない。また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように施工するものとする。

**10．施工時の注意**

受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、ブロックの目地詰めには、空隙を生じないように目地材を充てんし、表面を平滑に仕上げなければならない。

**土工共２－５－４　石積（張）工**

**１．一般事項**

受注者は、石積（張）工の基礎の施工にあたり、使用する石のうち大きな石を根石とするなど、安定性を損なわないように据付けなければならない。

**２．石積（張）工の基礎**

受注者は、石積（張）工の施工に先立って、砕石、割ぐり石またはクラッシャランを敷均し、締固めを行わなければならない 。

**３．裏込めコンクリート**

受注者は、石積工の施工における裏込めコンクリートは、**設計図書**に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておくものとする。なお、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**第６節　一般舗装工**

**土工共２－６－１　一般事項**

**１．適用工種**

本節は、一般舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、アスファルト舗装補修工、コンクリート舗装補修工その他これらに類する工種について定めるものとする。

**２．下層路盤の築造工法**

下層路盤の築造工法は、粒状路盤工法、セメント安定処理工法、及び石灰安定処理工法を標準とするものとする。

**３．上層路盤の築造工法**

上層路盤の築造工法は、粒度調整工法、セメント安定処理工法、石灰安定処理工法、瀝青安定処理工法、セメント・瀝青安定処理工法を標準とするものとする。

**４．有害物の除去**

受注者は、路盤の施工に先立って、路床面または下層路盤面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。

**５．異常時の処置**

受注者は、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に**連絡**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**土工共２－６－２　材料**

**１．適用規定**

舗装工で使用する材料については、以下の各規定によらなければならない。舗装工で使用する材料については、土工共２－６－３アスファルト舗装の材料、２－６－４コンクリート舗装の材料の規定による。

**２．材料の品質**

舗装工で以下の材料を使用する場合の品質は、**設計図書**によらなければならない。

（１）半たわみ性舗装工で使用する浸透用セメントミルク及び混合物

（２）グースアスファルト混合物

**３．配合設計**

受注者は、**設計図書**によりポーラスアスファルト混合物の配合設計を行わなければならない。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料については、監督職員の**承諾**を得なければならない。

**４．試験練り**

受注者は、舗設に先だって決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、**設計図書**に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。

**５．現場配合**

受注者は、本条４項で修正した配合によって製造した混合物の最初の１日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督職員の**承諾**を得て現場配合を決定しなければならない。

**６．橋面防水層の品質規格試験方法**

橋面防水層の品質規格試験方法は、「道路橋床版防水便覧　第４章４．２照査」（日本道路協会、平成19年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

**土工共２－６－３　アスファルト舗装の材料**

**１．使用材料の種類及び品質**

アスファルト舗装工に使用する材料について、以下は**設計図書**によらなければならない。

（１）粒状路盤材、粒度調整路盤材、セメント安定処理に使用するセメント、石灰安定処理に使用する石灰、加熱アスファルト安定処理・セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材、加熱アスファルト安定処理に使用するアスファルト、表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類

（２）セメント安定処理・石灰安定処理・加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径と品質

（３）粒度調整路盤材の最大粒径

（４）石粉以外のフィラーの品質

**２．事前審査認定書**

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書（認定証、混合物総括表）の写しを監督職員に**提出**するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の**提出**及び試験練りは省略できる。

なお、上記以外の場合においては、以下による。

**３．試験結果の提出**

受注者は、以下の材料の試験結果を、工事に使用する前に監督職員に**提出**しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、その試験成績表を監督職員が**承諾**した場合には、受注者は、試料及び試験結果の**提出**を省略する事ができる。

（１）粒状路盤材及び粒度調整路盤材

（２）セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用する骨材

（３）加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルトコンクリート再生骨材

**４．試験成績書の提出**

受注者は、使用する以下の材料の試験成績書を工事に使用する前に監督職員に**提出**しなければならない。

（１）セメント安定処理に使用するセメント

（２）石灰安定処理に使用する石灰

**５．品質証明資料の提出**

受注者は、使用する以下の材料の品質を証明する資料を工事に使用する前に監督職員に**提出**しなければならない。

（１）加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト

（２）再生用添加剤

（３）プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料

なお、製造後60日を経過した材料は、品質が規格に適合するかどうかを**確認**するものとする。

**６．小規模工事の試験成績書**

受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500ｔ未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、使用実績のある以下の材料の試験成績書の**提出**によって、試験結果の**提出**に代えることができる。

（１）粒状路盤材及び粒度調整路盤材

（２）セメント安定処理、石灰安定処理に使用する骨材

**７．小規模工事の骨材試験**

受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500ｔ未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験結果の**提出**により、以下の骨材の骨材試験を省略することができる。

（１）加熱アスファルト安定処理に使用する骨材

（２）基層及び表層に使用する骨材

**８．下層路盤の材料規格**

下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。

（１）下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表３－２－１４の規格に適合するものとする。

**表３－２－１４　下層路盤の品質規格**



［注１］特に**指示**されない限り最大乾燥密度の95%に相当するCBRを修正CBRとする。

［注２］アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシャランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は、修正CBRの規格値の値は［　］内の数値を適用する。なお40℃でCBR試験を行う場合は20%以上としてよい。

北海道地方─────20㎝

東北地方──────30㎝

その他の地域────40㎝

［注３］再生クラッシャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50％以下とするものとする。

［注４］エージング期間は、製鋼スラグ用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3ケ月以上通常エージングしたあとの水浸膨張比が0.6％以下となる場合、及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分**確認**してエージング期間を短縮することができる。

**９．上層路盤の材料規格**

上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。

（１）粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、砕石、クラッシャラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項（２）に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは偏平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表３－２－１５、表３－２－１６、表３－２－１７の規格に適合するものとする。

**表３－２－１５　上層路盤の品質規格**



［注１］粒度調整路盤に用いる破砕分級されたセメントコンクリート再生骨材は、すりへり減量が50%以下とするものとする。

［注２］アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生粒度調整砕石の修正CBRは、［　］内の数値を適用する。ただし、40℃でCBR試験を行った場合は80以上とする。

**表３－２－１６　上層路盤の品質規格**



**表３－２－１７　上層路盤の品質規格**



［注１］表３－２－１６、表３－２－１７に示す鉄鋼スラグ路盤材の品質規格は、修正CBR、一軸圧縮強さ及び単位容積質量については高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグ、呈色判定については高炉スラグ、水浸膨張比及びエージング期間については製鋼スラグにそれぞれ適用する。ただし、電気炉スラグを３ヶ月以上通常エージングした後の水沈膨張比が0.6％以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

［注２］粒度調整路盤材の粒度範囲は、表３－２－１８の規格に適合するものとする。

**表３－２－１８　粒度調整路盤材の粒度範囲**



**10．上層路盤の石油アスファルトの規格**

上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、材２－３－６安定材の舗装用石油アスファルトの規格のうち、40～60、60～80及び80～100 の規格に適合するものとする。

**11．アスファルト安定処理の材料規格**

加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表３－２－１９、表３－２－２０の規格に適合するものとする。

**表３－２－１９　鉄鋼スラグの品質規格**



［注］水浸膨張比の規格は、３ヵ月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装調査・試験法便覧 B014を参照する。

**表３－２－２０　アスファルトコンクリート再生骨材の品質**



［注１］アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

［注２］アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～13㎜、13～5㎜、5～0㎜の３種類の粒度や20～13㎜、13～0㎜の２種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0㎜の粒度区分のものに適用する。

［注３］アスファルトコンクリート再生骨材の13㎜以下が２種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成率に応じて計算により13～0㎜相当分を求めてもよい。また、13～0㎜あるいは13～5㎜、5～0㎜以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0㎜をふるい取ってこれを対象に試験を行う。

［注４］アスファルトコンクリート再生骨材の旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

［注５］骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により求める。

［注６］アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。

［注７］旧アスファルトの性状は、針入度または圧列係数のどちらかが基準を満足すればよい。

**12．使用する水**

受注者は、セメント及び石灰安定処理に用いる水に油、酸、強いアルカリ、有機物等を有害含有量を含んでいない清浄なものを使用しなければならない。

**13．再生アスファルトの規格**

アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、材２－３－６安定材に示す40～60、60～80及び80～100の規格に適合するものとする。

**14．適用規定（再生アスファルト（１））**

受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、以下の各規定に従わなければならない。

（１）受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に監督職員の**承諾**を得なければならない。

（２）再生加熱アスファルト混合物の再生用添加剤は、アスファルト系または、石油潤滑油系とする。

**15．適用規格（再生アスファルト（２））**

再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧（日本道路協会、平成22年11月）による。

**16．剥離防止対策**

剥離防止対策

（１）フィラーの一部に消石灰やセメントを用いる場合は、その使用量は、アスファルト混合物全質量に対して1～3％を標準とする。

（２）剥離防止剤を用いる場合は、その使用量は、アスファルト全質量に対して0.3％以上とする。

**17．基層及び表層に使用する骨材**

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する骨材は、砕石、玉砕、砂利、製鋼スラグ、砂及び再生骨材とするものとする。

**18．基層及び表層に使用する細骨材**

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、またはそれらを混合したものとする。

**19．基層及び表層に使用するフィラー**

アスファルト舗装の基層及び表層に使用するフィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュ等とするものとする。

**20．適用規定（加熱アスファルト）**

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。

（１）アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表３－２－２１、３－２－２２の規格に適合するものとする。

（２）密粒度アスファルト混合物の骨材の最大粒径は車道部20㎜、歩道部及び車道部のすりつけ舗装は20㎜または13㎜とする。

（３）アスカーブの材料については**設計図書**によらなければならない。

**21．マーシャル安定度試験**

表３－２－２１、表３－２－２２に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、**設計図書**によらなければならない。

**表３－２－２１　マーシャル安定度試験基準値**



［注１］T：舗装計画交通量（台／日・方向）

［注２］積雪寒冷地域の場合や、1,000≦T＜3,000であっても流動によるわだち掘れの恐れが少ないところでは突き固め回数を50回とする。

［注３］（　）内は、1,000≦Tで突固め回数を75回とする場合の基準値を示す。

［注４〕水の影響を受けやすいと思われる混合物またはそのような箇所に舗設される混合物は、次式で求めた残留安定度75％以上が望ましい。

残留安定度（%）＝（60℃、48時間水浸後の安定度（kN）／安定度（kN））×100

［注５］開粒度アスファルト混合物を、歩道の透水性舗装の表層として用いる場合、一般に突固め回数を50回とする。

**表３－２－２２　アスファルト混合物の種類と粒度範囲**



**21．プライムコート用石油アスファルト乳剤**

プライムコートで使用する石油アスファルト乳剤は、**設計図書**に示す場合を除き、JIS K 2208（石油アスファルト乳剤）のPK-3の規格に適合するものとする。

**22．タックコート用石油アスファルト乳剤**

タックコートで使用する石油アスファルト乳剤は、**設計図書**に示す場合を除き、JIS K 2208（石油アスファルト乳剤）のPK-4の規格に適合するものとする。

**土工共２－６－４　コンクリート舗装の材料**

**１．一般事項**

コンクリート舗装工で使用する材料について、以下は**設計図書**によるものとする。

（１）アスファルト中間層を施工する場合のアスファルト混合物の種類

（２）転圧コンクリート舗装の使用材料

**２．適用規定**

コンクリート舗装工で使用する以下の材料等は、土工共２－６－２アスファルト舗装の材料の規格に適合するものとする。

（１）上層・下層路盤の骨材

（２）セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理に使用する材料及び加熱アスファルト安定処理のアスファルト混合物

**３．コンクリートの強度**

コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、**設計図書**に示す場合を除き、材令28日において求めた曲げ強度で4.5MPaとするものとする。

**４．転圧コンクリート舗装**

転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、**設計図書**に示す場合を除き、交通量区分N3、N4及びN5においては4.5MPa 、またN6においては5.0MPa とするものとする。

**土工共２－６－５　舗装準備工**

**１．一般事項**

受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って、上層路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない。

**２．異常時の処置**

受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面または基層面の異常を発見したときは、直ちに監督職員に**連絡**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**３．防水層施工の禁止期間**

受注者は降雨直後及びコンクリート打設2週間以内は防水層の施工を行ってはならない。また、防水層は気温5℃以下で施工してはならない。

**土工共２－６－６　橋面防水工**

**１．適用規定（１）**

橋面防水工に加熱アスファルト混合物を用いて施工する場合は、土工共２－６－７アスファルト舗装工の規定によるものとする。

**２．適用規定（２）**

橋面防水工にグースアスファルト混合物を用いて施工する場合は、土工共２－６－１１グースアスファルト舗装工の規定によるものとする。

**３．特殊な施工方法**

受注者は、橋面防水工に特殊な材料及び工法を用いて施工を行う場合の施工方法は、**設計図書**によらなければならない。

**４．橋面防水工の施工**

受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧　第６章材料・施工」（日本道路協会、平成19年３月）の規定及び土工共２－６－７アスファルト舗装工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

**５．滞水箇所の処置**

受注者は、橋面防水工の施工において、床板面に滞水箇所を発見したときは、速やかに監督職員に**連絡**し、排水施設の設置などについて**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**土工共２－６－７　アスファルト舗装工**

**１．下層路盤の規定**

受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。

（１）受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、１層の仕上がり厚さで20㎝を超えないように均一に敷均さなければならない。

（２）受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。

ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**２．上層路盤の規定**

受注者は、上層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。

（１）受注者は、各材料を均一に混合できる設備によって、**承諾**を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。

（２）受注者は、粒度調整路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が15㎝以下を標準とし、敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を20㎝とすることができる。

（３）受注者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で締固めなければならない。

**３．セメント及び石灰安定処理の規定**

受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

（１）安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、**設計図書**によらなければならない。

（２）受注者は、施工に先だって、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年６月）に示される「E013　安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の**承諾**を得なければならない。

（３）セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、**設計図書**に示す場合を除き、表３－２－２３の規格による。

ただし、これまでの実績がある場合で、**設計図書**に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が**承諾**した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。

**表３－２－２３　安定処理路盤の品質規格**



（４）受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年６月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の**承諾**を得なければならない。

（５）受注者は、監督職員が**承諾**した場合以外は、気温 5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。

（６）受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項（２）～（５）により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。

（７）受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

（８）受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30㎝を超えないように均一に敷均さなければならない。

（９）受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは、水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。

（10）上層路盤の安定処理の混合方式は、**設計図書**によらなければならない。

（11）受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。

（12）受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の３倍以上かつ10㎝以上、最大厚さの上限は20㎝以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30㎝とすることができる。

（13）受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後２時間以内に完了するようにしなければならない。

（14）受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。

（15）受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を２層以上に施工する場合の縦継目の位置を１層仕上がり厚さの２倍以上、横継目の位置は、1ｍ以上ずらさなければならない。

（16）受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15㎝以上、横継目の位置を1ｍ以上ずらさなければならない。

（17）養生期間及び養生方法は、**設計図書**によるものとする。

（18）受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。

**４．加熱アスファルト安定処理の規定**

受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。

（１）加熱アスファルト安定処理路盤材は、表３－２－２４に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。

**表３－２－２４　マーシャル安定度試験基準値**



［注］25㎜を超える骨材部分は、同重量だけ25㎜～13㎜で置き換えてマーシャル安定度試験を行う。

（２）受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督職員の**承諾**を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）または、定期試験による配合設計書を監督職員が**承諾**した場合に限り、配合設計を省略することができる。

（３）受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500ｔ未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験結果の**提出**によって、配合設計を省略することができる。

（４）受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督職員の**承諾**を得た配合で、室内で配合された混合物から３個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。なお、マーシャル供試体の作製にあたっては、25㎜を超える骨材だけ25～13㎜の骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去一年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督職員が**承諾**した場合に限り、基準密度を省略することができる。

（５）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員の**承諾**を得なければならない。また、その変動は**承諾**を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。

（６）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。

（７）受注者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。

（８）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。

（９）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。

（10）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督職員が**承諾**した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げを完了させなければならない。

（11）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャを選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条５項（10）､（12）～（14）号による。

（12）受注者は、**設計図書**に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10㎝以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**の上、混合物の温度を決定するものとする。

（13）機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。

（14）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。

（15）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。

（16）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。

（17）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。

（18）受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。

（19）受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15㎝以上、横継目の位置を1ｍ以上ずらさなければならない。

（20）受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。

**５．基層及び表層の規定**

受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

（１）受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、設計配合を行い監督職員の**承諾**を得なければならない。

ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書を監督職員が**承諾**した場合に限り、配合設計を省略することができる。

（２）受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500ｔ未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による配合設計書の**提出**によって配合設計を省略することができる。

（３）受注者は、舗設に先立って、（１）号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表３－２－２１に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が**承諾**した場合に限り、試験練りを省略することができる。

（４）受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500ｔ未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験練り結果報告書の**提出**によって試験練りを省略することができる。

（５）受注者は混合物最初の一日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督職員の**承諾**を得て最終的な配合（現場配合）を決定しなければならない。

（６）受注者は表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定にあたっては、（７）号に示す方法によって基準密度をもとめ、監督職員の**承諾**を得なければならない。ただし、これまでの実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、それらの結果を監督職員が**承諾**した場合に限り、基準密度の試験を省略することができる。

（７）表層及び基層用の加熱アスファルトの基準密度は、監督職員の**承諾**を得た現場配合により製造した最初の1～2日間の混合物から、午前・午後おのおの3個のマーシャル供試体を作成し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とする。

**開粒度アスファルト混合物以外の場合**

**開粒度アスファルト混合物の場合**

（８）受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500ｔ未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で得られている基準密度の試験結果を**提出**することにより、基準密度の試験を省略することができる。

（９）混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び舗設時の気候条件については本条第４項（５）～（10）号による。

（10）受注者は、施工にあたってプライムコート及びタックコートを施す面が乾燥していることを**確認**するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。

（11）受注者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に**連絡**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

（12）アスファルト基層工及び表層工の施工にあたって、プライムコート及びタックコートの使用量は、**設計図書**によるものとする。

（13）受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。

（14）受注者は、プライムコートを施工後、交通に開放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布しなければならない。交通によりプライムコートがはく離した場合には、再度プライムコートを施工しなければならない。

（15）受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。

（16）混合物の敷均しは、本条４項（11）～（13）号によるものとする。ただし、**設計図書**に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は７㎝以下とするものとする。

（17）混合物の締固めは、本条４項（14）～（16）号によるものとする。

（18）継目の施工は、本条４項（17）～（20）号によるものとする。

（19）アスカーブの施工は、本条５項によるものとする。

**６．交通開放時の舗装表面温度**

受注者は、監督職員の**指示**による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放を行わなければならない。

**土工共２－６－８　半たわみ性舗装工**

**１．改質アスファルト**

受注者は、流動対策として改質アスファルトを使用する場合には、材２－８－１一般瀝青材料の第３項に規定するセミブローンアスファルト（AC-100）と同等品以上を使用しなければならない。

**２．半たわみ性舗装工の施工**

半たわみ性舗装工の施工については、土工共２－６－７アスファルト舗装工の規定によるものとする。

**３．浸透性ミルクの使用量**

受注者は、半たわみ性舗装工の浸透性ミルクの使用量は、**設計図書**によらなければならない。

**４．適用規定**

受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第９章９－４―１　半たわみ性舗装工」（日本道路協会、平成18年２月）の規定、「舗装施工便覧　第５章及び第６章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」（日本道路協会、平成18年２月）の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10－３－７ 施工」（日本道路協会、平成4年12月）の規定、「舗装再生便覧第２章２－７施工」（日本道路協会、平成25年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

**土工共２－６－９　排水性舗装工**

**１．適用規定（１）**

排水性舗装工の施工については、土工共２－６－７アスファルト舗装工の規定による。

**２．適用規定（２）**

受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第７章ポーラスアスファルト混合物の施工、第９章９－３－１排水機能を有する舗装」（日本道路協会、平成18年２月）の規定、「舗装再生便覧２－７施工」（日本道路協会、平成25年12月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

**３．バインダー（アスファルト）の標準的性状**

ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダー（アスファルト）はポリマー改質アスファルトH型とし、表３－２－２５の標準的性状を満足するものでなければならない。

**表３－２－２５　ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状**



**４．タックコートに用いる瀝青材**

タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤（PKR‐T）を使用することとし、表３－２－２６の標準的性状を満足するものでなければならない。

**表３－２－２６　アスファルト乳剤の標準的性状**



**５．ポーラスアスファルト混合物の配合**

ポーラスアスファルト混合物の配合は表３－２－２７を標準とし、表３－２－２８に示す目標値を満足するように決定する。

なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成18年２月）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成18年２月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が**承諾**した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。

**表３－２－２７　ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲**



［注］上表により難い場合は監督職員と**協議**しなければならない。

**表３－２－２８　ポーラスアスファルト混合物の目標値**



［注１］突き固め回数は両面各50回とする。（動的安定度は、交通量区分N7の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。）

［注２］上表により難い場合は監督職員と**協議**しなければならない。

**６．混合時間**

混合時間は骨材にアスファルトの被覆が充分に行われ均一に混合できる時間とする。ポーラスアスファルト混合物は粗骨材の使用量が多いため通常のアスファルト混合物と比較して骨材が過加熱になりやすいなど温度管理が難しく、また、製品により望ましい温度が異なるため、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければならない。

**７．施工方法**

施工方法については、以下の各規定による。

（１）既設舗装版を不透水層とする場合は、事前または路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督職員に**報告**するとともに、ひび割れ等が認められる場合の雨水の浸透防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得てから講じなければならない。（切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合）

（２）混合物の舗設は、通常の混合物より高い温度で行う必要があること、温度低下が通常の混合物より早いこと及び製品により望ましい温度が異なることから、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。

（３）排水性舗装の継目の施工にあたっては、継目をよく清掃した後、加温を行い、敷均したポーラスアスファルト混合物を締固め、相互に密着させるものとする。また、摺り付け部の施工にあたっては、ポーラスアスファルト混合物が飛散しないよう入念に行わなければならない。

**８．施工工程**

受注者は、共１－１－４第１項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日あたりの施工工程を記載するものとする。なお、作成にあたり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙つぶれに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。

**土工共２－６－１０　透水性舗装工**

**１．透水性舗装工の施工**

透水性舗装工の施工については、舗装施工便覧第７章ポーラスアスファルト舗装工、第９章９-３-２透水機能を有する舗装、土工共２－６－７アスファルト舗装工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の**承諾**を得なければならない。

**２．ポーラスアスファルト混合物の配合**

ポーラスアスファルト混合物の配合及び目標値については、土工共２－６－９排水性舗装工の規定による。

なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会、平成18年２月）、「舗装施工便覧」（日本道路協会、平成18年２月）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が**承諾**した場合に限り、配合設計を省略することができる。

**土工共２－６－１１　グースアスファルト舗装工**

**１．施工前準備**

受注者は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。なお、基盤が鋼床版の場合は、鋼床版の発錆状況を考慮して表面処理を施すものとする。

**２．異常時の処置**

受注者は、基盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に**連絡**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**３．舗設面の汚れの除去・乾燥**

受注者は、グースアスファルト混合物の舗設にあたっては、ブリスタリング等の障害が出ないように、舗設面の汚れを除去し、乾燥させなければならない。

また、鋼床版面は錆や異物がないように素地調整を行うものとする。

**４．グースアスファルト混合物の混合**

受注者は、グースアスファルト混合物の混合は、バッチ式のアスファルトプラントで行い、グースアスファルト混合物の混練・運搬にはクッカを用いなければならない。

**５．グースアスファルト舗装工の施工**

受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、舗装施工便覧第９章９－４－２グースアスファルト舗装の規定による。

**６．接着剤の塗布**

接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。

（１）受注者は、接着剤にゴムアスファルト系接着剤の溶剤型を使用しなければならない。

（２）接着剤の規格は表３－２－２９、３－２－３０、３－２－３１を満足するものでなければならない。

**表３－２－２９　接着剤の規格鋼床版用**



［注］基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。

**表３－２－３０　接着剤の規格コンクリート床版用**



［注］＊１　適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。（例：コンクリート床版の場合はコンクリートブロック又はモルタルピースとし、鋼床版の場合は、鋼板を使用する。）

［注］＊２ 試験方法は、JIS K 6833-1,2、6387-1,2などを参考に実施する。

**表３－２－３１ シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）**

**プライマーの品質**



［注１］＊１　適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。

＊２　試験方法は、JIS K 6833-1,2、6387-1,2などを参考に実施する。

［注２］と幕系床版防水層（アスファルト加熱型）のプライマーは上表の品質による。

（３）受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3～0.4ℓ/㎡の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15～0.2ℓ/㎡の割合で1層を塗布し、その層を約３時間乾燥させた後に１層目の上に同じ要領によって２層目を塗布するものとする。

（４）受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、二層目の施工後12時間以上養生しなければならない。

（５）受注者は、施工時に接着剤をこぼしたり、部分的に溜まる等所要量以上に塗布して有害と認められる場合や、油類をこぼした場合には、その部分をかき取り再施工しなければならない。

**７．夏期高温時の施工**

受注者は、夏期高温時に施工する場合は、以下の各規定による。

（１）受注者は、夏期高温時に施工する場合には、流動抵抗性が大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。

（２）骨材は土工共２－６－４アスファルト舗装の材料の規定によるものとする。

また、フィラーは石灰岩粉末とし、共２－３－５フィラーの品質規格によるものとする。

**８．グースアスファルトの示方配合**

グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。

（１）骨材の標準粒度範囲は表３－２－３２に適合するものとする。

**表３－２－３２　骨材の標準粒度範囲**



（２）標準アスファルト量の規格は表３－２－３３に適合するものとする。

**表３－２－３３　標準アスファルト量**



（３）受注者は、グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定にあたっては配合設計を行い、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

**９．設計アスファルト量の決定**

設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。

（１）示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表３－２－３４の基準値を満足するものでなければならない。

**表３－２－３４　アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値**



［注］試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

（２）グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷きならし機械の重量などにより現場での施工法に差が出るので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。

（３）受注者は、試験の結果から基準値を満足するアスファルト量がまとまらない場合には、骨材の配合等を変更し、再試験を行わなければならない。

（４）受注者は、配合を決定したときには、**設計図書**に示す品質が得られることを**確認**し、**確認**のための資料を整備・保管し監督職員の請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

（５）大型車交通量が多く、特に流動性が生じやすい箇所に用いる場合、貫入量は2㎜以下を目標とする。

**10．現場配合**

現場配合については、請負者は舗設に先立って土工共２－６－11グースアスファルト舗装工の第９項の（４）で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。ただし、基準値を満足しない場合には、骨材粒度または、アスファルト量の修正を行わなければならない。

**11．混合物の製造**

混合物の製造にあたっては、以下の各規定によらなければならない。

（１）アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表３－２－３５を満足するものとする。

**表３－２－３５　アスファルトプラントにおける標準加熱温度**



（２）ミキサ排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。

**12．敷均しの施工**

敷均しの施工にあたっては、以下の各規定による。

（１）受注者は、グースアスファルトフィニッシャまたは人力により敷均ししなければならない。

（２）一層の仕上り厚は3～4㎝とする。

（３）受注者は、表面が湿っていないときに混合物を敷均すものとする。作業中雨が降り出した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。

（４）受注者は、グースアスファルトの補設作業を監督職員が**承諾**した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。

**13．目地工の施工**

目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。

（１）受注者は、横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。

（２）受注者は、鋼床版上での舗装にあたって、リブ及び縦桁上に縦継目を設けてはならない。

（３）受注者は、雨水等の侵入するのを防止するために、標準作業がとれる場合には、構造物との接触部に成型目地材を用い、局部的な箇所等小規模の場合には、構造物との接触部に注入目地材を用いなければならない。

（４）成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表３－２－３６の規格を満足するものでなければならない。

**表３－２－３６　目地材の規格**



［注］試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

（５）成型目地材は、厚さが10㎜、幅がグースアスファルトの層の厚さに等しいものでなければならない。

（６）注入目地材の溶解は、間接加熱によらなければならない。

（７）注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向があるから、受注者は、できるだけ短時間内で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。

（８）受注者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。

（９）プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.3ℓ/㎡、構造物側面に対しては0.2ℓ/㎡、成型目地材面に対しては0.3ℓ/㎡とする。

**土工共２－６－１２　コンクリート舗装工**

**１．下層路盤の規定**

受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。

（１）受注者は、粒状路盤の敷均しにあたり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20㎝を超えないように均一に敷均さなければならない。

（２）受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**２．上層路盤の規定**

受注者は、上層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。

（１）受注者は、各材料を均一に混合できる設備によって、**承諾**を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。

（２）受注者は、粒度調整路盤材の敷均しにあたり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が15㎝以下を標準とし、敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を20㎝とすることができるものとする。

（３）受注者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。

**３．セメント及び石灰安定処理の規定**

受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

（１）安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、**設計図書**によるものとする。

（２）受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年6月）に示される「E013 安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の**承諾**を得なければならない。

（３）下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、**設計図書**に示す場合を除き、表３－２－３７、表３－２－３８の規格に適合するものとする。

ただし、これまでの実績がある場合で、**設計図書**に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が**承諾**した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。

**表３－２－３７　安定処理路盤（下層路盤）の品質規格**



**表３－２－３８　安定処理路盤（上層路盤）の品質規格**



（４）受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会、平成19年６月）に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の**承諾**を得なければならない。

（５）受注者は、監督職員が**承諾**した場合以外は、気温５℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。

（６）受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項（２）～（５）により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で１～２回空練りしたのち、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。

（７）受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難い場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

（８）受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の１層の仕上がり厚さが30㎝を超えないように均一に敷均さなければならない。

（９）受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは水を加え、混合後２時間以内で完了するようにしなければならない。

（10）上層路盤の安定処理の混合方式は、**設計図書**によらなければならない。

（11）受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないよう敷均し、締固めなければならない。

（12）受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の３倍以上かつ10㎝以上、最大厚さの上限は20㎝以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30㎝とすることができる。

（13）受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。

（14）受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。

（15）受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を２層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1ｍ以上ずらさなければならない。

（16）受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15㎝以上、横継目の位置を1ｍ以上ずらさなければならない。

（17）養生期間及び養生方法は、**設計図書**によらなければならない。

（18）受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を、仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。

**４．加熱アスファルト安定処理の規定**

受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

（１）加熱アスファルト安定処理路盤材は、表３－２－３９に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。

**表３－２－３９　マーシャル安定度試験基準値**



［注］25㎜を超える骨材部分は、同重量だけ25㎜～13㎜で置き換えてマーシャル安定度試験を行う。

（２）受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定にあたっては、配合設計を行い、監督職員の**承諾**を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または、定期試験による配合設計書を監督職員が**承諾**した場合に限り、配合設計を省略することができる。

（３）受注者は、ごく小規模な工事（総使用量 500ｔ未満あるいは施工面積 2,000㎡未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）または定期試験による試験結果の**提出**によって、配合設計を省略することができる。

（４）受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定にあたっては、監督職員の**承諾**を得た配合で、室内で配合された混合物から３個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。なお、マーシャル供試体の作製にあたっては、25㎜を超える骨材だけ25～13㎜の骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績（過去１年以内にプラントから生産され使用した）や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督職員が**承諾**した場合に限り、基準密度を省略することができる。

（５）受注者は、加熱アスファルト安定処理施工にあたって、材料の混合所は敷地とプラント、材料置き場等の設備を有するものでプラントはその周辺に対する環境保全対策を施したものでなければならない。

（６）プラントは、骨材、アスファルト等の材料をあらかじめ定めた配合、温度で混合できる。

（７）受注者は、混合作業においてコールドフィーダのゲートを基準とする配合の粒度に合うように調整し、骨材が連続的に供給できるようにしなければならない。

（８）受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。なお、ミキサでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。

（９）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員の**承諾**を得なければならない。また、その変動は、**承諾**を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。

（10）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビンまたは加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。

（11）受注者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。

（12）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、または溶液を薄く塗布しなければならない。

（13）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために、運搬中はシート類で覆わなければならない。

（14）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督職員が**承諾**した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物をすみやかに締固めて仕上げを完了させなければならない。

（15）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しにあたり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャ、ブルドーザー、モーターグレーダー等を選定しなければならない。

（16）受注者は、**設計図書**に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10㎝以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は監督職員と**協議**の上、混合物の温度を決定するものとする。

（17）機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とするものとする。

（18）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めにあたり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。

（19）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラによって締固めなければならない。

（20）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。

（21）受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ、平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。

（22）受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。

（23）受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15㎝以上、横継目の位置を1ｍ以上ずらさなければならない。

（24）受注者は、中間層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下をはずして設置しなければならない。

**５．アスファルト中間層の規定**

受注者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

（１）アスファルト混合物の種類は、**設計図書**によらなければならない。

（２）配合設計におけるマーシャル試験に対する基準値の突固め回数は、50回とする。

（３）受注者は、施工面が乾燥していることを**確認**するとともに浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。

（４）受注者は、路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に**連絡**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

（５）受注者は、アスファルト中間層の施工にあたってプライムコートの使用量は、**設計図書**によらなければならない。

（６）受注者は、プライムコート及びタックコートの散布にあたって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータまたはエンジンスプレーヤで均一に散布しなければならない。

（７）受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。

（８）混合物の敷均しは、本条４項（15）～（17）によるものとする。ただし、**設計図書**に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は7㎝以下とするものとする。

（９）混合物の締固めは、本条４項（18）～（20）による。

（10）継目は、本条４項（21）～（24）による。

**６．コンクリートの配合基準**

コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表３－２－４０の規格に適合するものとする。

**表３－２－４０　コンクリートの配合基準**



［注］特殊箇所とは、**設計図書**で示された施工箇所

**７．材料の質量計量誤差**

コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は１回計量分量に対し、表３－２－４１の許容誤差の範囲内とするものとする。

**表３－２－４１　計量誤差の許容値**



**８．コンクリート舗装の規定**

受注者は、コンクリート舗装の練りまぜ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。

（１）受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって使用する現場練りコンクリートの練りまぜには、強制練りミキサまたは可傾式ミキサを使用しなければならない。

（２）受注者は、セメントコンクリート舗装の施工にあたって型枠は、十分清掃し、まがり、ねじれ等変形のない堅固な構造とし、版の正確な仕上り厚さ、正しい計画高さを確保するものとし、舗設の際、移動しないように所定の位置に据付けなければならない。また、コンクリートの舗設後、20時間以上経過後に取り外さなければならない。

（３）受注者は、コンクリートの運搬は、材料ができるだけ分離しない方法で行い、練りまぜてから舗設開始までの時間は、ダンプトラックを用いる場合は、1時間以内、またアジテータトラックによる場合は1.5時間以内としなければならない。

（４）アジテータトラックにより運搬されたコンクリートは、ミキサー内のコンクリートを均等質にし、等厚になるように取卸し、またシュートを振り分けて連続して、荷卸しを行うものとする。

（５）コンクリートの運搬荷卸しは、舗設後のコンクリートに害を与えたり荷卸しの際コンクリートが分離しないようにするものとする。また、型枠やバーアセンブリ等に変形や変位を与えないように荷卸しをしなければならない。

（６）受注者は、ダンプトラックの荷台には、コンクリートの滑りをよくするため油類を塗布してはならない。

**９．コンクリート舗装の敷均し、締固め規定**

受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。

（１）日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が 4℃以下または、舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。

受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、　「舗装施工便覧第８章　８－４－10　暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」（日本道路協会、平成18年2月）の規定によるものとし、共１－１－４第１項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。

（２）受注者は、コンクリートをスプレッダーを使用して材料が分離しないよう敷均さなければならない。ただし、拡幅摺付部、取付道路交差部で人力施工とする場合は、型枠に沿ったところから順序よく「スコップ返し」をしながら所要の高さで敷均すものとする。

（３）受注者は、コンクリートを、締固め後コンクリートを加えたり、削ったりすることのないように敷均さなければならない。

（４）受注者は、コンクリート版の四隅、ダウエルバー、タイバー等の付近は、分離したコンクリートが集まらないよう特に注意し、ていねいに施工しなければならない。

（５）受注者は、コンクリート舗設中、雨が降ってきたときは、ただちに作業を中止しなければならない。

（６）受注者が舗設中に機械の故障や、降雨のため、舗設を中止せざるを得ないときに設ける目地は、できるだけダミー目地の設計位置に置くようにしなければならない。

それができない場合は、目地の設計位置から3ｍ以上離すようにするものとする。この場合の目地構造は、タイバーを使った突き合わせ目地とするものとする。

（７）受注者は、フィニッシャを使用し、コンクリートを十分に締固めなければならない。

（８）受注者は、フィニッシャの故障、あるいはフィニッシャの使えないところなどの締固めのため、平面バイブレータ、棒状バイブレータを準備して、締固めなければならない。

（９）受注者は、型枠及び目地の付近を、棒状バイブレータで締固めなければならない。また、作業中ダウエルバー、タイバー等の位置が移動しないよう注意するものとする。

**10．コンクリート舗装の鉄網設置の規定**

受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置にあたって、以下の各規定に従わなければならない。

（１）受注者は、コンクリートを締固めるときに、鉄網をたわませたり移動させたりしてはならない。

（２）鉄網は、重ね継手とし、20㎝以上重ね合わせるものとする。

（３）受注者は、鉄網の重ねを焼なまし鉄線で結束しなければならない。

（４）受注者は、鉄網位置により、コンクリートを上下層に分けて施工する場合は、下層コンクリートを敷均した後、上層のコンクリートを打つまでの時間を30分以内としなければならない。

**11．コンクリート舗装の表面仕上げ規定**

受注者は、コンクリート舗装の表面仕上げにあたって、以下の各規定に従わなければならない。

（１）受注者は、コンクリート舗装の表面を粗面仕上げとし、かつ、仕上げ面は平坦で、緻密、堅硬な表面とし、特に縦方向の凹凸がないように仕上げなければならない。

（２）受注者は、荒仕上げをフィニッシャによる機械仕上げ、または簡易フィニッシャやテンプレートタンパによる手仕上げで行わなければならない。

（３）受注者は、平坦仕上げを、荒仕上げに引き続いて行い、表面仕上げ機による機械仕上げまたはフロートによる手仕上げを行わなければならない。

（４）受注者は、人力によるフロート仕上げを、フロートを半分ずつ重ねて行わなければならない。また、コンクリート面が低くてフロートが当たらないところがあれば、コンクリートを補充してコンクリート全面にフロートが当たるまで仕上げなければならない。

（５）受注者は、仕上げ作業中、コンクリートの表面に水を加えてはならない。著しく乾燥するような場合には、フォッグスプレーを用いてもよいものとする。

（６）受注者は、仕上げ後に、平坦性の点検を行い、必要があれば不陸整正を行わなければならない。

（７）受注者は、粗面仕上げを、平坦仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えたら、粗面仕上げを機械または、人力により版全体を均等に粗面に仕上げなければならない。

**12．コンクリート舗装のコンクリート養生の規定**

受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの養生を以下の各規定に従って行わなければならない。

（１）受注者は、表面仕上げの終わったコンクリート版は所定の強度になるまで日光の直射、風雨、乾燥、気温、荷重ならびに衝撃等有害な影響を受けないよう養生をしなければならない。

（２）受注者は、初期養生として、表面仕上げ終了直後から、コンクリート版の表面を荒らさないで養生作業ができる程度にコンクリートが硬化するまで養生を行わなければならない。

（３）受注者は、養生期間を原則試験によって定めるものとし、その期間は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が配合強度の70％以上となるまでとする。

交通への開放時期は、この養生期間の完了後とする。ただし、設計強度が4.4MPa未満の場合は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa以上で交通開放を行うこととする。

後期養生については、その期間中、養生マット等を用いてコンクリート版の表面を隙間なく覆い、完全に湿潤状態になるよう散水しなければならない。

なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は２週間、早強ポルトランドセメントの場合は１週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントＢ種及び高炉セメントＢ種の場合は３週間とする。ただし、これらにより難い場合は、共１－１－４第１項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。

（４）受注者は、コンクリートが少なくとも圧縮強度が5MPa、曲げ強度が1MPaになるまで、凍結しないよう保護し、特に風を防がなければならない。

（５）受注者は、コンクリート舗装の交通開放の時期については、監督職員の**承諾**を得なければならない。

**13．転圧コンクリート舗装の規定**

受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。

（１）受注者は、施工に先立ち、転圧コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合を定めるための試験を行って理論配合、示方配合を決定し、監督職員の**承諾**を得なければならない。

（２）転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は**設計図書**に示す場合を除き、表３－２－３７、表３－２－３８に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、**設計図書**に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督職員が**承諾**した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。

（３）受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案）４－２配合条件」（日本道路協会、平成２年11月）に基づいて配合条件を決定し、監督職員の**承諾**を得なければならない。

（４）受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針（案）４－２配合条件」（日本道路協会、平成2年11月）の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督職員の**承諾**を得なければならない。

示方配合の標準的な表し方は、**設計図書**に示さない場合は表３－２－４２によるものとする。

**表３－２－４２　示方配合表**



（５）**設計図書**に示されない場合、粗骨材の最大寸法は20㎜とするものする。ただし、これにより難いときは監督職員の**承諾**を得て25㎜とすることができる。

（６）受注者は、転圧コンクリートの所要の品質を確保できる施工機械を選定しなければならない。

（７）受注者は、転圧コンクリートの施工にあたって練りまぜ用ミキサとして、2軸パグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサを使用しなければならない。

（８）転圧コンクリートにおけるコンクリートの練りまぜ量は公称能力の2/3程度とするが、試験練りによって決定し、監督職員の**承諾**を得なければならない。

（９）運搬は本条８項（３）～（６）の規定によるものとする。

ただし、転圧コンクリートを練りまぜてから転圧を開始するまでの時間は60分以内とするものとする。これにより難い場合は監督職員の**承諾**を得て、混和剤または遅延剤を使用して時間を延長できるが、90分を限度とするものとする。

（10）受注者は、運搬中シートによりコンクリートを乾燥から保護しなければならない。

（11）型枠は本条８項（２）の規定によるものとする。

（12）受注者は、コンクリートの敷均しを行う場合に、所要の品質を確保できるアスファルトフィニッシャによって行わなければならない。

（13）受注者は、敷均したコンクリートを、表面の平坦性の規格を満足させ、かつ、所定の密度になるまで振動ローラ、タイヤローラなどによって締固めなければならない。

（14）受注者は、締固めの終了した転圧コンクリートを養生マットで覆い、コンクリートの表面を荒らさないよう散水による湿潤養生を行わなければならない。

（15）受注者は、散水養生を、車両の走行によって表面の剥脱、飛散が生じなくなるまで続けなければならない。

（16）受注者は、養生期間終了後、監督職員の**承諾**を得て、転圧コンクリートを交通に開放しなければならない。

**14．コンクリート舗装目地の規定**

受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。

（１）受注者は、目地に接するところは、他の部分と同じ強度及び平坦性をもつように仕上げなければならない。目地付近にモルタルばかりよせて施工してはならない。

（２）目地を挟んだ、隣接コンクリート版相互の高さの差は２㎜を超えてはならない。また、目地はコンクリート版面に垂直になるよう施工しなければならない。

（３）目地の肩は、半径5㎜程度の面取りをするものとする。ただし、コンクリートが硬化した後、コンクリートカッタ等で目地を切る場合は、面取りを行わなくともよいものとする。

（４）目地の仕上げは、コンクリート面の荒仕上げが終わった後、面ごてで半径5㎜程度の荒面取りを行い、水光が消えるのを待って最後の仕上げをするものとする。

（５）受注者は、膨張目地のダウエルバーの設置において、バー端部付近に、コンクリート版の伸縮によるひび割れが生じないよう、道路中心線に平行に挿入しなければならない。

（６）受注者は、膨張目地のダウエルバーに、版の伸縮を可能にするため、ダウエルバーの中央部約10㎝程度にあらかじめ、錆止めペイントを塗布し、片側部分に瀝青材料等を２回塗布して、コンクリートとの絶縁を図り、その先端には、キャップをかぶせなければならない。

（７）受注者は、収縮目地を施工する場合に、ダミー目地を、定められた深さまで路面に対して垂直にコンクリートカッタで切り込み、目地材を注入しなければならない。

（８）受注者は、収縮目地を施工する場合に、突き合わせ目地に、硬化したコンクリート目地にアスファルトを塗るか、またはアスファルトペーパーその他を挟んで、新しいコンクリートが付着しないようにしなければならない。

（９）注入目地材（加熱施工式）の品質は、表３－２－４３を標準とする。

**表３－２－４３　注入目地材（加熱施工式）の品質**



15．転圧コンクリート舗装の目地

転圧コンクリート舗装において目地は、**設計図書**に従わなければならない。

**土工共２－６－１３　薄層カラー舗装工**

**１． 施工前準備**

受注者は、薄層カラー舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。

**２．異常時の処置**

受注者は、基盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に**連絡**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**３．薄層カラー舗装工の規定**

薄層カラー舗装工の上層路盤、下層路盤、薄層カラー舗装の施工については、土工共２－６－７アスファルト舗装工の規定による。

**４．使用機械汚れの除去**

受注者は、使用済み合材等により、色合いが悪くなる恐れのある場合には、事前にプラント、ダンプトラック、フィニッシャーの汚れを除去するよう洗浄しなければならない。

**土工共２－６－１４　ブロック舗装工**

**１．適用規定**

ブロック舗装工の施工については、土工共２－６－７アスファルト舗装工の規定による。

**２．ブロック舗装の施工**

受注者は、ブロック舗装の施工について、ブロックの不陸や不等沈下が生じないよう基礎を入念に締固めなければならない。

**３．端末部及び曲線部の処置**

受注者は、ブロック舗装の端末部及び曲線部で隙間が生じる場合、半ブロックまたは、コンクリートなどを用いて施工しなければならない。

**４．ブロック舗装工の規定**

ブロック舗装工の施工については、「舗装施工便覧第９章９－４－８インターロッキングブロック舗装」（日本道路協会、平成18年2月）の施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第４章施工（日本道路協会、昭和60年9月）の規定による。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と**協議**しなければならない。

**５．目地材、サンドクッション材**

目地材、サンドクッション材は、砂（細砂）を使用するものとする。

**６．路盤の転圧**

受注者は、インターロッキングブロックが平坦になるように路盤を転圧しなければならない。

**土工共２－６－１５　路面切削工**

受注者は、路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。縦横断測量の間隔は**設計図書**によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。

**土工共２－６－１６　舗装打換え工**

**１．既設舗装の撤去**

（１）受注者は、**設計図書**に示された断面となるように、既設舗装を撤去しなければならない。

（２）受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層より下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督職員に**連絡**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**２．舗設**

受注者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。

（１）シックリフト工法により瀝青安定処理を行う場合は、**設計図書**に示す条件で施工を行わなければならない。

（２）舗設途中の段階で交通開放を行う場合は、**設計図書**に示される処置を施さなければならない。

（３）受注者は、監督職員の**指示**による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放を行わなければならない。

**土工共２－６－１７　オーバーレイ工**

**１．施工面の整備**

（１）受注者は、施工前に、縦横断測量を行い、舗設計画**図面**を作成し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。縦横断測量の間隔は**設計図書**によるものとするが、特に定めていない場合は20m間隔とする。

（２）受注者は、オーバーレイ工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。

（３）既設舗装の不良部分の撤去や不陸の修正などの処置は、**設計図書**によらなければならない。

（４）受注者は、施工面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に**連絡**し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**２．舗設**

（１）セメント、アスファルト乳剤、補足材等の使用量は**設計図書**によらなければならない。

（２）舗装途中の段階で交通開放を行う場合は、**設計図書**に示される処置を施さなければならない。

**土工共２－６－１８　アスファルト舗装補修工**

**１．わだち掘れ補修の施工**

受注者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に、縦横断測量を行い、舗設計画**図面**を作成し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

なお、縦横断測量の間隔は**設計図書**によるものとするが、特に定めていない場合は20m間隔とする。

**２．施工前準備**

受注者は、わだち掘れ補修の施工に先だって施工面の有害物を除去しなければならない。

**３．不良部分除去等の処置**

わだち掘れ補修施工箇所の既設舗装の不良部分の除去、不陸の修正などの処置は、**設計図書**によるものとする。

**４．異常時の処置**

受注者は、わだち掘れ補修の施工にあたり施工面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に**連絡**し、**設計図書**に関して施工前に監督職員と**協議**しなけらばならない。

**５．わだち掘れ補修の規定**

受注者は、わだち掘れ補修の施工については、本条第２項、第３項、第４項により施工面を整備した後、第３編第２章第６節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って舗設を行わなければならない。

**６．わだち掘れ補修の施工**

受注者は、わだち掘れ補修の施工にあたり、施工箇所以外の施工面に接する箇所については、施工端部がすり付けの場合はテープ、施工端部がすり付け以外の場合は、ぬき、こまいなどの木製型枠を使用しなければならない。

**７．わだち掘れ補修の瀝青材の散布**

受注者は、わだち掘れ補修の瀝青材の散布については、タックコート材を施工面に均一に散布しなければならない。なお、施工面端部については、人力により均一に塗布しなければならない。

**８．路面切削の施工**

受注者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量を行い、切削計画**図面**を作成し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。ただし、切削厚に変更のある場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**するものとする。

なお、縦横断測量の間隔は**設計図書**によるものとするが、特に定めていない場合は20m間隔とする。

**９．パッチングの施工の時期、箇所等**

受注者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督職員より**指示**を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督職員に**報告**しなければならない。

**10．パッチングの施工**

受注者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形または長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これにより難い場合は、施工前に**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**11．タックコート材の塗布**

受注者は、パッチングの施工については、垂直に切削し整形した面に均一にタックコート材を塗布しなければならない。

**12．クラック処理の施工**

受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひびわれ中のゴミ、泥などを圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひびわれの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。

**13．安全溝の設置位置**

受注者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により**設計図書**に定められた設置位置に支障がある場合、または設置位置が明示されていない場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**土工共２－６－１９　コンクリート舗装補修工**

**１．注入孔径**

アスファルト注入における注入孔の孔径は、50㎜程度とする。

**２．注入孔の配列**

受注者は、アスファルト注入における注入孔の配列を、等間隔・千鳥状としなければならない。

**３．ジェッチング**

受注者は、アスファルト注入における削孔終了後、孔の中のコンクリート屑、浮遊土砂、水分等を取り除き、注入がスムーズに行われるようジェッチングしなければならない。また、アスファルト注入までの期間、孔の中への土砂、水分等の浸入を防止しなければならない。

**４．加熱温度**

受注者は、アスファルト注入に使用するブローンアスファルトの加熱温度については、ケットル内で210℃以上、注入時温度は190～210℃としなければならない。

**５．アスファルト注入の施工**

受注者は、アスファルト注入の施工にあたっては、注入作業近辺の注入孔で注入材料が噴出しないよう木栓等にて注入孔を止めるものとし、注入材が固まった後、木栓等を取り外し、セメントモルタル、アスファルトモルタル等を充填しなければならない。

**６．アスファルト注入時の注入圧力**

受注者は、アスファルト注入時の注入圧力については、0.2～0.4MPaとしなければならない。

**７．アスファルト注入後の一般交通の解放時期**

受注者は、アスファルト注入後の一般交通の解放時期については、注入孔のモルタル充填完了から30分～１時間程度経過後としなければならない。

**８．アスファルト注入材料の使用量の確認**

アスファルト注入材料の使用量の**確認**は、質量検収によるものとし、監督職員の立会の上に行うものとする。

**９．タワミ測定**

受注者は、アスファルト注入完了後、注入箇所の舗装版ごとにタワミ測定を行い、その結果を監督職員に**提出**しなければならない。

なお、タワミ量が0.4㎜以上となった箇所については、原因を調査するとともに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**10．目地補修の施工前準備**

受注者は、目地補修において、注入目地材により舗装版目地部の補修を行う場合には、施工前に古い目地材、石、ごみ等を取り除かなければならない。なお、目地板の上に注入目地板を使用している目地は、注入目地部分の材料を取り除くものとし、また、一枚の目地板のみで施工している目地は目地板の上部3㎝程度削り取り、目地材を注入しなければならない。

**11．目地の補修**

受注者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひびわれ部の補修を行う場合には、注入できるひびわれはすべて注入し、注入不能のひびわれは、施工前に**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**12．クラック防止シート張りを行う場合の注意**

受注者は、目地補修においてクラック防止シートを張りを行う場合には、舗装版目地部及びひびわれ部のすき間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。

なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.8ℓ/㎡程度を塗布のうえ張付けなければならない。

**13．クラック防止シート張りの継目**

受注者は、目地補修におけるクラック防止シート張りの継目については、シートの重ね合わせを5～8㎝程度としなければならない。

**14．目地補修禁止の状態**

受注者は、目地補修において目地及びひびわれ部が湿っている場合には、注入及び張付け作業を行ってはならない。

**第７節　地盤改良工**

**土工共２－７－１　一般事項**

本節は、地盤改良工として路床安定処理工、置換工その他これらに類する工種について定める。

**土工共２－７－２　路床安定処理工**

**１．一般事項**

受注者は、路床土と安定材を均一に混合し、締固めて仕上げなければならない。

**２．作業前の準備**

受注者は、安定材の散布を行う前に現地盤の不陸整正や必要に応じて仮排水路などを設置しなければならない。

**３．安定材の散布**

受注者は、所定の安定材を散布機械または人力によって均等に散布しなければならない。

**４．混合**

受注者は、路床安定処理工にあたり、散布終了後に適切な混合機械を用いて混合しなければならない。また、受注者は混合中は混合深さの**確認**を行うとともに混合むらが生じた場合は、再混合を行わなければならない。

**５．施工**

受注者は、路床安定処理工にあたり、粒状の石灰を用いる場合には、一回目の混合が終了した後仮転圧して放置し、生石灰の消化を待ってから再び混合を行わなければならない。ただし、粉状の生石灰（0～5㎜）を使用する場合は、一回の混合とすることができるものとする。

**６．粉塵対策**

受注者は、路床安定処理工における散布及び混合を行うにあたり、粉塵対策について、監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。

**７．路床安定処理工の手順**

受注者は、路床安定処理工にあたり、混合が終了したら表面を粗均しした後、整形し締固めなければならない。当該箇所が軟弱で締固め機械が入れない場合には、湿地ブルドーザなどで軽く転圧を行い、数日間養生した後に整形しタイヤローラなどで締固めるものとする。

**土工共２－７－３　置換工**

**１．一般事項**

受注者は、置換のために掘削を行うにあたり、掘削面以下の層を乱さないように施工しなければならない。

**２．一層の敷均し厚さ**

受注者は、路床部の置換工にあたり、一層の敷均し厚さは、仕上がり厚で20㎝以下としなければならない。

**３．締固め管理**

受注者は、構造物基礎の置換工に当たり、構造物に有害な沈下及びその他の影響が生じないように十分に締め固めなければならない。

**４．終了表面の処理**

受注者は、置換工において、終了表面を粗均しした後、整形し締固めなければならない。

**第８節　工場製品輸送工**

**土工共２－８－１　一般事項**

**１．適用工種**

本節は、工場製品輸送工として輸送工その他これらに類する工種について定める。

**２．施工計画書**

受注者は、輸送計画に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。

**土工共２－８－２　輸送工**

**１．部材発送前の準備**

受注者は、部材の発送に先立ち、塗装等で組立て記号を記入しておかなければならない。

**２．輸送中の部材の損傷防止**

受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。なお、受注者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に**連絡**し、取り替えまたは補修等の処置を講じなければならない。

**第９節　柵工**

**土工共２－９－１　一般事項**

本節は、柵工として編柵工・木柵工及び丸太柵工・コンクリート柵工その他これらに類する工種について定める。

杭は、床拵え面に対して垂直方向に打込むものとし、山腹斜面に打込む場合は、**設計図書**によるものとする。

杭の打ち込み深さは出来るだけ杭長の2/3以上とし、少なくとも1/2以上としなければならない。

**土工共２－９－２　編柵工**

**１．設置基準**

編柵は、不安定な土砂の流出を防止することを目的とし、斜面上に等高線状または階段状に設置することとする。

**２．段切りを行う法面での施工**

受注者は、段切りを行う法面での編柵の施工については、段切りよりも前に編柵を施工してはならない。

**３．材料**

受注者は、編柵の材料については、**設計図書**に示された材料で全部まかなえい場合は、監督職員の**承諾**を得てほかの材料を混用することができる。

**４．粗朶の編み上げ**

受注者は、編柵の施工については、粗朶の編み上げはゆるみの無いように上から締め付けながら行い、最上端の２本は十分ねじりながら、もしくは鉄線で緊結し抜けないように仕上げなければならない。

**５．樹脂製編柵の色**

受注者は、樹脂製の編柵の色については、**設計図書**によるものとし、これに示されていない場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

**土工共２－９－３　木柵及び丸太柵工**

**１．施工**

背板又は丸太は、間隙のないように並べ、埋め土して萱及び雑草株を植え付け、踏み固めて仕上げなければならない。

**２．背板、丸太の固定**

上端の背板又は丸太は、抜けないように釘又は鉄線で杭に固定しなければならない。

**土工共２－９－４　コンクリート板柵工**

**１．板柵の設置**

板柵は、親杭の固定柵に完全に接し、かつ、最下端より10～20㎝程度地盤に埋め込まなければならない。

**２．板柵の連結**

板柵は、設定された連結部を鉄線をもって相互に連結し、上質粘土又はモルタルをもって連結点を充填するものとする。

**３．親杭と板柵の固定**

親杭と板柵は、木枠をもって安全に固定しなければならない。

**４．アンカ－プレ－トの設置**

アンカ－プレ－トは、板柵に並行に設置し、土圧の作用を完全にするため、アンカ－プレ－トの中心点にタイロットの取付け孔を有するものとする。

**土工共２－９－５　鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工**

鋼製及び合成樹脂二次製品の柵工は、**設計図書**によるほか、それぞれの製品の特徴に応じ施工しなければならない。

**第１０節　構造物撤去工**

**土工共２－１０－１　一般事項**

本節は、構造物撤去工として作業土工（床堀り・埋戻し）、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、かご撤去工、落石防止撤去工、ブロック舗装撤去工、縁石撤去工、運搬処理工その他これらに類する工種について定める。

**土工共２－１０－２　作業土工（床掘り・埋戻し）**

作業土工の施工については、土工共２－３－３作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

**土工共２－１０－３　構造物取壊し工**

**１．一般事項**

受注者は、コンクリート構造物取壊し及びコンクリートはつりを行うにあたり、本体構造物の一部を撤去する場合には、本体構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。

**２．舗装版取壊し**

受注者は、舗装版取壊しを行うにあたり、他に影響を与えないように施工しなければならない。

**３．石積み取壊し等**

受注者は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付法面取壊しを行うにあたり、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければならない。

**４．鋼材切断**

受注者は、鋼材切断を行うにあたり、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。

**５．鋼矢板及びＨ鋼杭の引抜き跡の充填**

受注者は、鋼矢板及びＨ鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で充てんするなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。

**６．根固めブロック撤去**

受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたり、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。

**７．コンクリート表面処理**

受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、周辺環境や対象構造物に悪影響を与えないように施工しなければならない。

**８．表面処理の施工上の注意**

受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。

**９．道路交通の支障防止対策**

受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。

**10．施工基準**

受注者は、コンクリート表面処理を行うにあたっては、**設計図書**に従って施工しなければならない。

**11．発生する濁水の処分**

受注者は、コンクリート表面処理において発生する濁水及び廃材については、**設計図書**による処分方法によらなければならない。

**土工共２－１０－４　防護柵撤去工**

**１．供用中の施設への影響防止**

受注者は、ガードレール、ガードパイプ、横断･転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。

**２．道路交通への支障防止**

受注者は、ガードレール、ガードパイプ、横断･転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。

**３．処分方法**

受注者は、ガードレール、ガードパイプ、横断･転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去において、**設計図書**による処分方法によらなければならない。

**土工共２－１０－５　標識撤去工**

**１．供用中の施設への影響防止**

受注者は、標識撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。

**２．道路交通への支障防止**

受注者は、標識撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。

**３．処分方法**

受注者は、標識撤去において、**設計図書**による処分方法によらなければならない。

**土工共２－１０－６　プレキャスト擁壁撤去工**

**１．供用中の施設への影響防止**

受注者は、プレキャスト擁壁の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。

**２．他の構造物の損傷防止**

受注者は、プレキャスト擁壁の一部を撤去する場合には、他の構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。

**３．処分方法**

受注者は、プレキャスト擁壁の撤去において、**設計図書**による処分方法によらなければならない。

**土工共２－１０－７　排水構造物撤去工**

**１．供用中の施設への影響防止**

受注者は、排水構造物の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。

**２．他の構造物の損傷防止**

受注者は、排水構造物の撤去に際して、他の排水構造物施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。

**３．道路交通への支障防止**

受注者は、排水構造物の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。

**４．切廻し水路の機能維持**

受注者は、側溝・街渠、集水桝の撤去に際して、切廻し水路を設置した場合は、その機能を維持するよう管理しなければならない。

**５．処分方法**

受注者は、排水構造物の撤去において、**設計図書**による処分方法によらなければならない。

**土工共２－１０－８　かご撤去工**

**１．供用中の施設への影響防止**

受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去にあたっては、ゴミを現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。

**２．処分方法**

受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去において、**設計図書**による処分方法によらなければならない。

**土工共２－１０－９　落石防止撤去工**

**１．供用中の施設への影響防止**

受注者は、落石防護柵撤去、落石防止網（繊維網）の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。

**２．処分方法**

受注者は、落石防護柵撤去、落石防止網（繊維網）の撤去にあたっては、**設計図書**による処分方法によらなければならない。

**土工共２－１０－１０　ブロック舗装撤去工**

**１．供用中の施設への影響防止**

受注者は、インターロッキングブロック、コンクリート平板ブロック及びノンスリップの撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。

**２．道路交通への支障防止**

受注者は、インターロッキングブロック、コンクリート平板ブロック及びノンスリップの撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。

**３．処分方法**

受注者は、インターロッキングブロック、コンクリート平板ブロック及びノンスリップの撤去において、**設計図書**による処分方法によらなければならない。

**土工共２－１０－１１　縁石撤去工**

**１．供用中の施設への影響防止**

受注者は、歩車道境界ブロック、地先境界ブロックの撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないよう施工しなければならない。

**２．道路交通への支障防止**

受注者は、歩車道境界ブロック、地先境界ブロックの撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないよう必要な対策を講じなければならない。

**３．処分方法**

受注者は、歩車道境界ブロックおよび地先境界ブロックの撤去において、**設計図書**による処分方法によらなければならない。

**土工共２－１０－１２　運搬処理工**

**１．工事現場発生品の規定**

工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、共１－１－１７工事現場発生品の規定によるものとする。

**２．建設副産物の規定**

工事の施工に伴い生じた建設副産物については、共１－１－１８建設副産物の規定によるものとする。

**３．殻運搬処理**

受注者は、殻運搬処理、現場発生品の運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないよう適正な処置を行わなければならない。

**第１１節　仮設工**

**土工共２－１１－１　一般事項**

**１．適用工種**

本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮桟橋工、路面覆工、土留・仮締切工、水替工、仮水路工、残土受入れ施設工、電力設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、足場工その他これらに類する工種について定める。

**２．一般事項**

受注者は、仮設工については、**設計図書**の定めまたは監督職員の**指示**がある場合を除き、受注者の責任において施工しなければならない。

**３．仮設物の撤去、原形復旧**

受注者は、仮設物については、**設計図書**の定めまたは監督職員の**指示**がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧しなければならない。

**土工共２－１１－２　工事用道路工**

**１．一般事項**

工事用道路とは、工事用の資機材や土砂を運搬するために仮に施工された道路をいうものとする。

**２．工事用道路の計画・施工**

受注者は、工事用道路の施工にあたり、予定交通量・地形・気候を的確に把握し、周囲の環境に影響のないよう対策を講じなければならない。

**３．一般交通の支障防止**

受注者は、工事用道路に一般交通がある場合には、一般交通の支障とならないようその維持管理に留意しなければならない。

**４．工事用道路盛土の施工**

受注者は、工事用道路盛土の施工にあたり、不等沈下を起さないように締固めなければならない。

**５．盛土部法面の整形**

受注者は、工事用道路の盛土部法面の整形する場合は、法面の崩壊が起こらないように締固めなければならない。

**６．工事用道路の敷砂利**

受注者は、工事用道路の敷砂利を行うにあたり、石材を均一に敷均さなければならない。

**７．安定シート**

受注者は、安定シートを用いて、工事用道路の盛土の安定を図る場合には、安定シートと盛土が一体化して所定の効果が発揮できるよう施工しなければならない。

**８．殻運搬処理**

受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないよう、適正な処置を行わなければならない。

**土工共２－１１－３　仮橋・仮桟橋工**

**１．一般事項**

受注者は、仮橋・仮桟橋工を河川内に設置する際に、**設計図書**に定めがない場合には、工事完了後及び工事期間中であっても出水期間中は撤去しなければならない。

**２．覆工板と仮橋上部との接合**

受注者は、覆工板と仮橋上部との接合を行うにあたり、隅角部の設置に支障があるときはその処理方法等の対策を講じなければならない。

**３．仮設高欄及び防舷材の設置**

受注者は、仮設高欄及び防舷材を設置するにあたり、その位置に支障があるときは、設置方法等の対策を講じなければならない。

**４．殻運搬処理**

受注者は、殻運搬処理を行うにあっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。

**５．杭の施工**

受注者は、杭橋脚の施工にあたり、ウォータージェットを用いる場合には、最後の打止めを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。

**土工共２－１１－４　路面覆工**

**１．一般事項**

受注者は、路面覆工を施工するにあたり、覆工板間の段差、隙間、覆工板表面の滑り及び覆工板の跳ね上がり等に注意し、交通の支障とならないようにしなければならない。また、路面覆工の横断方向端部には必ず覆工板ずれ止め材を取り付けなければならない。

**２．第三者の立入防止**

受注者は、覆工部の出入り口の設置及び資器材の搬入出に際して、関係者以外の立ち入りの防止に対して留意しなければならない。

**３．路面覆工桁の転倒防止**

受注者は、路面勾配がある場合に、覆工板の受桁に荷重が均等にかかるようにすると共に、受桁が転倒しない構造としなければならない。

**土工共２－１１－５　土留・仮締切工**

**１．一般事項**

受注者は、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければならない。

**２．河積阻害等の防止**

受注者は、仮締切工の施工にあたり、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。

**３．適用規定**

受注者は、河川堤防の開削をともなう施工にあたり、仮締切を設置する場合には、国土交通省 仮締切堤設置基準（案）の規定による。

**４．埋設物の確認**

受注者は、土留・仮締切工の仮設Ｈ鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の**確認**のため、溝掘り等を行い、埋設物を**確認**しなければならない。

**５．溝掘の仮復旧**

受注者は、溝掘りを行うにあたり、一般の交通を開放する必要がある場合には、仮復旧を行い一般の交通に開放しなければならない。

**６．埋戻し**

受注者は、埋戻しを行うにあたり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、目標高さまで埋戻さなければならない。

**７．埋戻し箇所の排水**

受注者は、埋戻し箇所が水中の場合には、施工前に排水しなければならない。

**８．埋戻土の締固め**

受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、十分に締固めを行わなければならない。

**９．埋設構造物周辺の埋戻し**

受注者は、埋戻しを行うにあたり、埋設構造物がある場合には、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。

**10．水密性の確保**

受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しにあたり、埋戻し材に含まれる石が1ケ所に集中しないように施工しなければならない。

**11．適切な含水比の確保**

受注者は、埋戻しの施工にあたり、適切な含水比の状態で行わなければならない。

**12．埋設物等への損傷防止**

受注者は、仮設鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない

**13．ウォータージェット工の最終打止め**

受注者は、ウォータージェットを用いて仮設Ｈ鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、最後の打止めを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。

**14．杭・矢板引抜き跡の埋戻し**

受注者は、仮設Ｈ鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充填しなければならない。

**15．仮設アンカー影響防止**

受注者は、仮設アンカーの削孔施工については、地下埋設物や周辺家屋等に悪影響を与えないように行わなければならない。

**16．土留め材の締付け**

受注者は、タイロッド・腹起しあるいは切梁・腹起しの取付けにあたって各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。

**17．横矢板の施工**

受注者は、横矢板の施工にあたり、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間のないようにしなければならない。万一掘りすぎた場合は、良質な土砂、その他適切な材料を用いて裏込を行うとともに、土留め杭のフランジと土留め板の間にくさびを打ち込んで、隙間のないように固定しなければならない。

**18．じゃかご（仮設）施工**

受注者は、じゃかご（仮設）施工にあたり、中詰用石材の網目からの脱落が生じないよう、石材の選定を行わなければならない。

**19．じゃかご（仮設）の詰石**

受注者は、じゃかご（仮設）の詰石にあたり、外廻りに大きな石を配置し、かごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。

**20．じゃかご（仮設）の布設**

受注者は、じゃかご（仮設）の布設にあたり、床ごしらえの上、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。なお、詰石に際しては、受注者は法肩及び法尻の屈折部が扁平にならないように充填し、適切な断面形状に仕上げなければならない。

**21．ふとんかご（仮設）の施工**

ふとんかご（仮設）の施工については、本条18～20項の規定によるものとする。

**22．締切盛土着手前の現状地盤確認**

受注者は、締切盛土着手前に現状地盤を**確認**し、周囲の地盤や構造物に変状を与えないようにしなければならない。

**23．盛土部法面の整形**

受注者は、盛土部法面の整形を行う場合には、締固めて法面の崩壊がないように施工しなければならない。

**24．止水シートの設置**

受注者は、止水シートの設置にあたり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。側壁や下床版等のコンクリートの打継部では必要に応じて増張りを施すものとする。

**25．殻運搬処理**

受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。

**土工共２－１１－６　水替工**

**１．一般事項**

受注者は、ポンプ排水を行うにあたり、土質の**確認**によって、クイックサンド、ボイリングが起きない事を検討すると共に、湧水や雨水の流入水量を充分に排水しなければならない。

**２．排水管理**

受注者は、本条１項の現象による法面や掘削地盤面の崩壊を招かぬように管理しなければならない。

**３．排水時の処置**

受注者は、河川あるいは下水道等に排水するに場合において、**設計図書**に明示がない場合には、工事着手前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。

**４．濁水処理**

受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。

**土工共２－１１－７　仮水路工**

**１．排水施設の損傷防止**

受注者は、工事車両等によりヒューム管、コルゲートパイプ、塩ビ管の破損を受けないよう、設置しなければならない。

**２．排水管撤去跡の埋戻し**

受注者は、ヒューム管・コルゲートパイプ、塩ビ管の撤去後、埋戻しを行う場合には、埋戻しに適した土を用いて締固めをしながら埋戻しをしなければならない。

**３．素掘側溝の施工**

受注者は、素掘側溝の施工にあたり、周囲の地下水位への影響が小さくなるように施工しなければならない。また、水位の変動が予測される場合には、必要に応じて周囲の水位観測を行わなくてはならない。

**４．切梁・腹起しの取付け時の注意**

受注者は、切梁・腹起しの取付けにあたり、切梁・腹起しが一様に働くように締付けを行わなければならない。

**５．仮設鋼矢板水路**

受注者は、仮設の鋼矢板水路を行うにあたり、控索材等の取付けにおいて、各控索材等が一様に働くように締付けを行わなければならない。

**６．杭・矢板等の引抜跡の埋戻し**

受注者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充填しなければならない。

**土工共２－１１－８　残土受入れ施設工**

**１．搬入土砂の周囲への流出防止**

受注者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲への流出防止対策を講じなければならない。

**２．コンクリートブロック等の仮置き時の防護**

受注者は、コンクリートブロック、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁を仮置きする場合には、転倒、他部材との接触による損傷がないようにこれらを防護しなければならない。

**土工共２－１１－９　電力設備工**

**１．一般事項**

受注者は、受電設備、配電設備、電動機設備、照明設備を設置するにあたり、必要となる電力量等を把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。

**２．電気主任技術者**

受注者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気主任技術者を選び、監督職員に**提示**するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。

**３．防音対策**

受注者は、騒音が予見される設備を設置する場合には、防音対策を講じるなど、周辺環境に配慮しなければならない。

**土工共２－１１－１０　防塵対策工**

**１．一般事項**

受注者は、工事車輌が車輪に泥土、土砂を付着したまま工事区域から外部に出る恐れがある場合には、タイヤ洗浄装置及びこれに類する装置の設置、その対策について監督職員と**設計図書**に関して**協議**しなければならない。

**２．砂塵被害防止**

受注者は、工事用機械及び車輌の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合には、散水あるいは路面清掃について、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**土工共２－１１－１１　汚濁防止工**

**１．汚濁防止フェンスの施工**

受注者は、汚濁防止フェンスを施工する場合は、設置及び撤去時期、施工方法及び順序について，工事着手前に検討し施工しなければならない。

**２．河川等への排水時の処置**

受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、**設計図書**に明示がない場合には、施工前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。

**３．濁水放流時の処置**

受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。

**土工共２－１１－１２　防護施設工**

**１．一般事項**

受注者は、防護施設の設置位置及び構造の選定にあたり、発破に伴う飛散物の周辺への影響がないように留意しなければならない。

**２．仮囲い等による支障対策**

受注者は、仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を講じなければならない。

**土工共２－１１－１３　除雪工**

受注者は、除雪を行うにあたり、路面及び構造物、計画地盤に損傷を与えないようにしなければならない。なお、万一損傷を与えた場合には受注者の責任において元に戻さなければならない。

**土工共２－１１－１４　足場工**

受注者は、足場工の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省　平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

**第１２節　工場製作工（共通）**

**土工共２－１２－１　一般事項**

本節は、工場製作工として桁製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、橋梁用防護柵製作工、アンカーフレーム製作工、プレビーム用桁製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。

**土工共２－１２－２　材料**

**１．材料確認**

受注者は、鋼材にJISマーク表示のないもの（JISマーク表示認証を受けていないもの、JISマーク表示品であってもマーク表示の**確認**ができないものも含む）について以下のとおり**確認**しなければならない。

（１）鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質**確認**及び現物による員数、形状寸法**確認**によるものとする。なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合、その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付がついているものに限る。

（２）鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なもののうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。なお、機械試験の対象とする材料の選定については、監督職員と**協議**するものとする。

（３）上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認を行うものとする。

**２．ミルシートの提出**

受注者は、鋼材の材料のうち、主要構造部材に使用される鋼材の品質が記載されたミルシートについて、工事完成時に**提出**するものとする。

**３．溶接材料**

受注者は、溶接材料の使用区分を表３－２－４４に従って設定しなければならない。

**表３－２－４４　溶接材料区分**



受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。

なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。

（１）耐候性鋼材を溶接する場合

（２）SM490，SM490Y，SM520，SBHS400，M570 及びSBHS500を溶接する場合

**４．被覆アーク溶接棒**

受注者は、被覆アーク溶接棒を表３－２－４５に従って乾燥させなければならない。

**表３－２－４５　溶接棒乾燥の温度と時間**



**５．サブマージアーク溶接に用いるフラックス**

受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表３－２－４６に従って乾燥させなければならない。

**表３－２－４６　フラックスの乾燥の温度と時間**



**６．CO2ガスシールドアーク溶接に用いるCO2ガス**

CO2ガスシールドアーク溶接に用いるCO2ガスは、JIS K1106（液化二酸化炭素（液化炭酸ガス））に規定された3種を使用するものとする。

**７．工場塗装工の材料**

工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。

（１）受注者は、 JISに適合した塗料を使用しなければならない。また受注者は、**設計図書**に特に明示されていない場合は、施工前に色見本により監督職員の**承諾**を得なければならない。

（２）受注者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いについて、関係諸法令、諸法規を遵守しなければならない。

（３）受注者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法、混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。

（４）受注者は、多液型塗料の可使時間は、表３－２－４７の基準を遵守しなければならない。

**表３－２－４７　多液型塗料の可使用時間**



（５）受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6カ月以内、その他の塗料は製造後12カ月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。

**土工共２－１２－３　桁製作工**

**１．製作加工**

製作加工については、下記の規定によるものとする。

（１）原寸

①　受注者は、工作に着手する前に原寸図を作成し、**図面**の不備や製作上に支障がないかどうかを**確認**しなければならない。

ただし、コンピュータによる原寸システム等を使用する場合で、原寸図を用いずに**図面**の不備や製作上の問題点を**確認**できる場合は、原寸図の作成を省略するものとする。

②　受注者は、原寸図の一部または全部を省略する場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

③　原寸図を作成する場合、受注者は、JIS B 7512 （鋼製巻尺）の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。なお、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

④　受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用にあたって、温度補正を行わなければならない。

なお、桁に鋼製巻尺を添わせる場合には、桁と同温度とみなせるため温度補正の必要はない。

（２）工作

①　受注者は、主要部材の板取りにあたっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを**確認**しなければならない。

ただし、圧延直角方向について、JIS G 3106（溶接構造用圧延鋼材）の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。

なお、板取りに関する資料を保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は、直ちに**提示**しなければならない。

②　受注者は、けがきにあたって、完成後も残るような場所にはタガネ・ポンチ傷をつけてはならない。

③　受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法またはレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚10㎜以下のガセット・プレート、補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。

④　受注者は、塗装等の防錆・防食を行う部材において組立てた後に自由縁となる部材の角は面取りを行うものとし、半径2㎜以上の曲面仕上げを行うものとする。

⑤　受注者は、鋼材の切断面の表面の粗さを、50μm以下にしなければならない。

⑥　受注者は、孔あけにあたって、**設計図書**に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材（道示による）で板厚16㎜以下の材片は、押抜きにより行うことができる。

また、仮組立時以前に主要部材に**設計図書**に示す径を孔あけする場合は、NC穿孔機または型板を使用するものとする。なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。

⑦　受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。なお、これにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

ただし、JIS Z 2242（金属材料のシャルピー衝撃試験方法）に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表３－２－４８に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006 ％をこえない材料については、内側半径を板厚の７倍以上または５倍以上とすることができる。

**表３－２－４８　シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値**



［注１］１番目の数字：最小曲げ半径の板厚の倍率

［注２］２番目の記号：曲げ加工方向（L：最終圧延方向と同一方向　C：最終圧延方向と直角方向）

⑧　受注者は、調質鋼（Q）及び熱加工制御鋼（TMC）の熱間加工を行ってはならない。

（３）溶接施工

①　受注者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、次の事項を施工計画書へ記載しなければならない。

１）鋼材の種類及び特性

２）溶接材料の種類及び特性

３）溶接作業者の保有資格

４）継手の形状及び精度

５）溶接環境及び使用設備

６）溶接施工条件及び留意事項

７）溶接部の検査方法

８）不適合品の取り扱い

②　受注者は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。

ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験または、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。

また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A－2Fまたは、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。

なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ工事前２ケ月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。

また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6ヶ月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者または十分な訓練を受けた者でなければならない。

（４）溶接施工試験

①　受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。

ただし、二次部材については、除くものとする。

なお、すでに過去に同等またはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の溶接施工試験**報告**書について、監督職員の**承諾**を得た上で溶接施工試験を省略することができる。

１）SM570、SMA570W、SM520及びSMA490Wにおいて1パスの入熱量が7,000J/㎜を超える場合

２）SBHS500，SBHS500W，SBHS400，SBHS400W，SM490Y及びSM490において、1パスの入熱量が10,000J/㎜を超える場合。

３）被覆棒アーク溶接法（手溶接のみ）、ガスシールドアーク溶接法（CO2ガスまたはArとCO2の混合ガス）、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合

４）鋼橋製作の実績がない場合

５）使用実績のないところから材料供給を受ける場合

６）採用する溶接方法の施工実績がない場合

②　受注者は、溶接施工試験にあたって、品質管理基準に規定された溶接施工試験項目から該当する項目を選んで行わなければならない。

なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定その他は、下記によるものとする。

１）供試鋼板には、同じような溶接条件で取扱う鋼板のうち、最も条件の悪いものを用いるものとする。

２）溶接は、実際の施工で用いる溶接条件で行うものとし、溶接姿勢は実際に行う姿勢のうち、最も不利なもので行なうものとする。

３）異種の鋼材の開先溶接試験は、実際の施工と同等の組合わせの鋼材で行なうものとする。

なお、同鋼種で板厚の異なる継手については板厚の薄い方の鋼材で行うことができる。

４）再試験は、最初の個数の2倍とする。

（５）組立て

受注者は、部材の組立てにあたって、補助治具を有効に利用し、無理のない姿勢で組立溶接できるように考慮しなければならない。また支材やストロングバック等の異材を母材に仮付けすることは避けるものとする。やむを得ず溶接を行って母材を傷つけた場合は、本項（12）欠陥部の補修により補修するものとする。

（６）材片の組合わせ精度

受注者は、材片の組合わせ精度を、継手部の応力伝達が円滑で、かつ、継手性能が確保されるものにしなければならない。材片の組合わせ精度は以下の値とするものとする。

ただし、施工試験によって誤差の許容量が**確認**された場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得たうえで下記の値以上とすることができる。

①　開先溶接

ルート間隔の誤差：規定値±1.0㎜以下

板厚方向の材片偏心：t≦50 薄い方の板厚の10％以下

50㎜＜ｔ5㎜以下

ｔ：薄い方の板厚

裏当て金を用いる場合の密着度：0.5㎜以下

開先角度：規定値±10゜

②　すみ肉溶接

材片の密着度：1.0㎜以下

（７）組立溶接

受注者は、本溶接の一部となる組立溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。

組立溶接のすみ肉脚長（すみ肉溶接以外の溶接にあってはすみ肉換算の脚長）は4㎜以上とし､長さは80㎜以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12㎜以下の場合、または次の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成P㎝が0.22%以下の場合は、50㎜以上とすることができる｡

（８）予熱

受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100㎜及びアークの前方100㎜範囲の母材を表３－２－４９により予熱することを標準とする。なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表３－２－５０とする。

**表３－２－４９　予熱温度の標準**



［注］「予熱なし」については、気温（室内の場合は室温）が５℃以下の場合は20℃程度に加熱する。

**表３－２－５０　予熱温度の標準を適用する場合のPCM条件**



**表３-２-５１ PCM値と予熱温度の標準**

****

（９）溶接施工上の注意

①　受注者は、溶接を行おうとする部分の、ブローホールやわれを発生させるおそれのある黒皮、さび、塗料、油等を除去しなければならない。

また受注者は、溶接を行う場合、溶接線周辺を十分乾燥させなければならない。

②　受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。

なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、そのあとをグラインダー仕上げするものとする。

③　受注者は、完全熔込み開先溶接の施工においては、原則として裏はつりを行わなければならない。

④　受注者は、部分溶込み開先溶接の施工において、連続した溶接線を２種の溶接法で施工する場合は、前のビードの端部をはつり、欠陥のないことを**確認**してから次の溶接を行わなければならない。ただし、手溶接または半自動溶接で、クレータの処理を行う場合は行わなくてもよいものとする。

⑤　受注者は、完全溶込み開発溶接からすみ肉溶接に変化する場合など、溶接線内で開先形状が変化する場合には、開先形状の遷移区間を設けなければならない。

⑥　受注者は、材片の隅角部で終わるすみ肉溶接を行う場合、隅角部をまわして連続的に施工しなければならない。

⑦　受注者は、サブマージアーク溶接法またはその他の自動溶接法を使用する場合、継手の途中でアークを切らないようにしなければならない。

ただし、やむを得ず途中でアークが切れた場合は、前のビードの終端部をはつり、欠陥のないことを**確認**してから次の溶接を行うものとする。

（10）開先溶接の余盛と仕上げ

受注者は、**設計図書**で、特に仕上げの指定のない開先溶接においては、品質管理基準の規定値に従うものとし、余盛高が規格値を超える場合には、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げなければならない。

（11）溶接の検査

①　受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合わせ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表３－２－５２に示す1グループごとに1継手の抜取り検査を行わなければならない。

ただし、監督職員の**指示**がある場合には、それによるものとする。

**表３－２－５２　主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率**



注）検査手法の特性の相違により、検査長さの単位は放射線透過試験の30㎝に対して、超音波深傷試験では1継手の全線としている。

②　受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表３－２－５３に示す非破壊試験に従い行わなければならない。

また、その他の部材の完全溶込み突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを**設計図書**に明示された場合には、継手全長にわたって非破壊試験験を行なうものとする。

**表３－２－５３　現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率**



ただし、受注者は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得て放射線透過試験に代えて超音波探傷試験を行うことができる。

③　受注者は、放射線透過試験による場合で板厚が25㎜以下の試験の結果については、次の規定を満足する場合に合格とする。

引張応力を受ける溶接部JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）　付属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示された2類以上

圧縮応力を受ける溶接部JIS Z 3104（鋼溶接継手の放射線透過試験方法）　付属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示された3類以上

なお、上記規定を満足しない場合で、検査ロットのグループが1つの継手からなる場合には、試験を行ったその継手を不合格とする。また、検査ロットのグループが2つ以上の継手からなる場合は、そのグループの残りの各継手に対し、非破壊試験を行い合否を判定するものとする。

受注者は、不合格となった継手をその継手全体を非破壊試験によって検査し、欠陥の範囲を**確認**のうえ、本項（12）の欠陥部の補修の規定に従い補修しなければならない。また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。

受注者は、現場溶接を行う完全溶込み突合せ溶接継手の非破壊試験結果が上記の規定を満足しない場合は、次の処置をとらなければならない。

継手全長を検査した場合は、規定を満足しない撮影箇所を不合格とし、本項（12）の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。

また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。

抜取り検査をした場合は、規定を満足しない箇所の両側各１ｍの範囲について検査を行うものとし、それらの箇所においても上記規定を満足しない場合には、その１継手の残りの部分のすべてを検査するものとする。不合格となった箇所は、欠陥の範囲を**確認**し、本項（12）の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。

また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。なおここでいう継手とは、継手の端部から交差部あるいは交差部から交差部までを示すものとする。

④　受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合もわれを発生させてはならない。割れの検査は、溶接線全線を対象として肉眼で行うものとするが、判定が困難な場合には、磁粉探傷試験または浸透液探傷試験により検査するものとする。

⑤　受注者は、断面に考慮する突合わせ溶接継手、十字溶接継手、Ｔ溶接継手、角溶接継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。

その他のすみ肉溶接または部分溶込み開先溶接に関しては、1継手につき3個、または継手長さ1ｍにつき3個まで許容するものとする。

ただし、ピットの大きさが1㎜以下の場合には、3個を1個として計算するものとする。

１）受注者は、ビード表面の凹凸に、ビード長さ25㎜の範囲における高低差で表し、3㎜を超える凹凸を発生させてはならない。

２）受注者は、アンダーカットの深さを、設計上許容される値以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。

⑥　外部きずの検査について、磁粉深傷試験または浸透深傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験－技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。なお、極間法を適用する場合には、磁粉深傷試験の資格のうち、極間法に限定された粉深傷試験のレベル2以上の資格を有するものとする。

内部きずの検査について、放射線透過試験または超音波深傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJIS Z 2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に基づく次の１）～３）に示す資格を有していなければならない。

１）放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。

２）超音波自動深傷試験を行う場合は、超音波深傷試験におけるレベル3の資格とする。

３）手深傷による超音波深傷試験を行う場合は、超音波深傷試験におけるレベル2以上の資格とする。

（12）欠陥部の補修

受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行うものとする。

補修方法は、表３－２－５４に示すとおり行うものとする。これ以外の場合は、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。なお、補修溶接のビードの長さは40㎜以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行なうものとする。

**表３－２－５４　欠陥の補修方法**



（13）ひずみとり

受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって、矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表３－２－５５によるものとする。

**表３－２－５５　ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法**



ただし、（　）の項はCu≧0.5（％）の場合に加えるものとする。

（14）仮組立て

①　受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと（以下「実仮組立」という。）を基本とする。

ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立てと同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の**承諾**を得てこれに代えることができる。

②　受注者は、実仮組立てを行う場合、各部材が無応力状態になるような支持を設けなければならない。ただし、架設条件によりこれにより難い場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

③　受注者は、実仮組立てにおける主要部分の現場添接部または連結部を、ボルト及びドリフトピンを使用し、堅固に締付けなければならない。

④　受注者は、母材間の食い違いにより締付け後も母材と連結板に隙間が生じた場合、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得た上で補修しなければならない。

**２．ボルトナット**

（１）ボルト孔の径は、表３－２－５６に示すとおりとする。

**表３－２－５６　ボルト孔の径**



ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径＋4.5㎜までの拡大孔をあけてよいものとする。なお、この場合は、設計の断面控除（拡大孔の径 ＋0.5㎜）として改めて継手の安全性を照査するものとする。

①　仮組立て時リーミングが難しい場合

１）箱型断面部材の縦リブ継手

２）鋼床版橋の縦リブ継手

②　仮組立ての形状と架設時の形状が異なる場合

鋼床版橋の主桁と鋼床版を取付ける縦継手

（２）ボルト孔の径の許容差は、表３－２－５７に示すとおりとする。

ただし、摩擦接合の場合は1ボルト群の20％に対しては＋1.0㎜まで良いものとする。

**表３－２－５７　ボルト孔の径の許容差**



（３）仮組立て時のボルト孔の精度

①　受注者は、支圧接合を行う材片を組合わせた場合、孔のずれは0.5㎜以下にしなければならない。

②　受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表３－２－５８のとおりにしなければならない。

**表３－２－５８　ボルト孔の貫通率及び停止率**



**土工共２－１２－４　鋼製伸縮継手製作工**

**１．製作加工**

（１）受注者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。なお、仮止め治具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。

（２）受注者は、フェースプレートのフィンガーは、せり合い等間隔不良を避けるため、一度切りとしなければならない。二度切りの場合には間隔を10㎜程度あけるものとする。

（３）受注者は、アンカーバーの溶接には十分注意し、リブの孔に通す鉄筋は工場でリブに溶接しておかなければならない。

（４）受注者は、製作完了から据付け開始までの間、遊間の保持や変形・損傷を防ぐため、仮止め装置で仮固定しなければならない。

**２．ボルト・ナットの施工**

ボルト・ナットの施工については、土工共２－１２－３桁製作工の規定による。

**土工共２－１２－５　落橋防止装置製作工**

**１．製作加工**

PC鋼材等による落橋防止装置の製作加工については、以下の規定によるものとする。

（１）請負者は、PC鋼材定着部分及び取付ブラケットの防食については、**設計図書**によらなければならない。

**２．ボルト・ナットの施工**

ボルト・ナットの施工については、土工共２－１２－３桁製作工の規定によるものとする。

**土工共２－１２－６　橋梁用防護柵製作工**

**１．製作加工**

（１）亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合

①　受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル及び支柱に溶融亜鉛めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面に燐酸塩処理などの下地処理を行わなければらない。

② 受注者は、めっき付着量をJIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）Z27の275g/㎡（両面付着量）以上としなければならない。その場合受注者は、亜鉛の付着量が前途以上であることを**確認**しなければならない。

③ 受注者は、熱化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。

（２）亜鉛めっき地肌のままの場合

① 受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材（ケーブルは除く）に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。

② 受注者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）２種の（HDZ55）の550g/㎡（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は、同じく２種（HDZ35）の350g/㎡（片面の付着量）以上としなければならない。

③ 受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、②のその他の部材の場合を適用しなければならない。

**２．ボルト・ナット**

（１）ボルト・ナットの塗装仕上げをする場合は、本条１項の製作加工（１）塗装仕上げをする場合の規定によるものとする。ただし、ステンレス性のボルト・ナットの場合は、無処理とするものとする。

（２）ボルト・ナットが亜鉛めっき地肌のままの場合は、本条１項の製作加工（２）亜鉛めっき地肌のままの場合の規定によるものとする。

**３．アンカーボルト**

アンカーボルトについては、本条２項ボルト・ナットの規定によるものとする。

**土工共２－１２－７　アンカーフレーム製作工**

**１．アンカーフレーム製作工の施工**

アンカーフレーム製作工の施工については、土工共２－１２－３桁製作工の規定による。

**２．アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度**

受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表３－２－５９によらなければならない。

**表３－２－５９　ねじの種類、ピッチ及び精度**



**土工共２－１２－８　プレビーム用桁製作工**

**１．製作加工**

プレビーム用桁の製作加工については、土工共２－１２－３桁製作工の規定によるが、仮組立ては行わないものとする。また、塗装は、プレビーム用桁製作後長時間仮置きする場合は、ジンクリッチプライマーにより、塗装を行なわなければならない。

**２．ボルト･ナットの施工**

鋼桁の組立てに使用するボルト･ナットの施工については、土工共２－１３－２地組工の規定による。

**土工共２－１２－９　鋼製排水管製作工**

**１．製作加工**

（１）受注者は、排水管及び取付金具の防食については、**設計図書**によらなければならない。

（２）受注者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。

（３）受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの**確認**を行わなければならない。

**２．ボルト･ナットの施工**

ボルト・ナットの施工については、土工共２－１２－３桁製作工の規定による。

**土工共２－１２－１０　工場塗装工**

**１．塗装作業者**

受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

**２．前処理及び素地調整**

受注者は、前処理として被塗物表面の塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は**設計図書**に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。

素地調整程度１種

塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去（素地調整のグレードは、除せい（錆）程度のISO規格でSa2 1/2）し、鋼肌を露出させたもの。

**３．気温、湿度の条件**

受注者は、気温、湿度の条件が表３－２－６０の塗装禁止条件を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、しかも温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督職員と**協議**しなければならない。

**表３－２－６０　塗装禁止条件**



注）※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。

**４．新橋、鋼製ダムの素地調整**

受注者は、新橋、鋼製ダムの素地調整にあたっては、素地調整程度１種を行わなければならない。

**５．有害な薬品の禁止**

受注者は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。

**６．塗装面の状態**

受注者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態の時に塗装しなければならない。

**７．塗装**

受注者は、塗り残し、ながれ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。

**８．塗料の準備**

受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。

**９．必要膜厚の確保**

受注者は、溶接部、ボルトの接合部分、その他構造の複雑な部分の必要膜厚を確保するように施工しなければならない。

**10．下塗**

（１）受注者は、ボルト締め後または溶接施工のため塗装困難となる部分は、あらかじめ塗装を完了させておくことができる。

（２）受注者は、支承等の機械仕上げ面に、防錆油等を塗布しなければならない。

（３）受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波深傷の施工などを考慮して決定する。

ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防錆剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響をおよぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。

（４）受注者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケ、ローラーブラシを用いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。

（５）受注者は、素地調整程度1種を行ったときは、4時間以内に塗装を施さなければならない。

**11．中塗、上塗**

（１）受注者は、中塗り及び上塗りにあたっては、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を**確認**したうえで行わなければならない。

（２）受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境における鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までをすみやかに塗装しなければならない。

**12．検査**

（１）受注者は、工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督職員または検査員の請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

（２）受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。

（３）受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500㎡単位毎25点（１点当たり５回測定）以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに１点とする。

（４）受注者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別または作業姿勢別に測定位置を定め、平均して測定できるように配慮しなければならない。

（５）受注者は、膜厚測定器として電磁微厚計を使用しなければならない。

（６）受注者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。

①　塗膜厚測定値（５回平均）の平均値が、目標塗膜厚（合計値）の90％以上でなければならない。

②　塗膜厚測定値（５回平均）の最小値が、目標塗膜厚（合計値）の70％以上でなければならない。

③　塗膜厚測定値（５回平均）の分布の標準偏差は、目標塗膜厚（合計値）の20％を越えてはならない。ただし、平均値が標準塗膜厚（合計値）以上の場合は合格とする。

④　平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。

（７）受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督職員に**提示**しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表（製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記）を**確認**し、記録、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

**第１３節　橋梁架設工**

**土工共２－１３－１　一般事項**

本節は橋梁架設工として、地組工、架設工（クレーン架設）、架設工（ケーブルクレーン架設）、架設工（ケーブルエレクション架設）、架設工（架設桁架設）、架設工（送出し架設）、架設工（トラベラークレーン架設）その他これらに類する工種について定める。

**土工共２－１３－２　地組工**

**１．地組部材の仮置き**

地組部材の仮置きについては、下記の規定によるものとする。

（１）仮置き中に仮置き台からの転倒、他部材との接触による損傷がないように防護しなければならない。

（２）部材を仮置き中の重ね置きのために損傷を受けないようにしなければならない。

（３）仮置き中に部材について汚損及び腐食をしないように対策を講じなければならない。

（４）仮置き中に部材に、損傷、汚損及び腐食が生じた場合は、すみやかに監督職員に**連絡**し、取り替え、または補修等の処置を講じなければならない。

**２．地組立**

地組立については、下記の規定によるものとする。

（１）組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱わなければならない。

（２）組立て中に損傷があった場合、すみやかに監督職員に**連絡**し、取り替え、または補修等の処置を講じなければならない。

（３）受注者は本締めに先立って、橋の形状が設計に適合するかどうかを**確認**しなければならない。

**土工共２－１３－３　架設工（クレーン架設）**

**１．地耐力の確認**

受注者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力を**確認**しておかなければならない。

**２．桁架設**

桁架設については、下記の規定によるものとする。

（１）架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行なうものとする。

（２）Ｉ桁等フランジ幅の狭い主桁を2ブロック以上に地組したものを、単体で吊り上げたり、仮付けする場合は、部材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

（３）ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはベントに必ず固定するものとする。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討するものとする。

（４）大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力、断面チェックを行い、必要に応じて事前に補強しなければならない。

**土工共２－１３－４　架設工（ケーブルクレーン架設）**

**１．一般事項**

アンカーフレームは、ケーブルの最大張力方向に据付けるものとする。特に、据付け誤差があると付加的に曲げモーメントが生じるので、正しい方向、位置に設置するものとする。

**２．取りこわしの必要性確認**

受注者は、鉄塔基礎、アンカー等は取りこわしの必要性の有無も考慮しなければならない。

**３．地耐力の確認**

受注者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力を**確認**しておかなければならない。

**土工共２－１３－５　架設工（ケーブルエレクション架設）**

**１．適用規定**

ケーブルエレクション設備、アンカー設備、鉄塔基礎については、土工共２－１３－４架設工（ケーブルクレーン架設）の規定による。

**２．桁架設**

桁架設については、下記の規定による。

（１）直吊工法

受注者は、直吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。

（２）斜吊工法

① 受注者は、斜吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。

② 受注者は、本体構造物の斜吊策取付け部の耐力の検討、及び斜吊中の部材の応力と変形を各段階で検討しなければならない。

**土工共２－１３－６　架設工（架設桁架設）**

**１．適用規定**

ベント設備・基礎については、土工共２－１３－３架設工（クレーン架設）の規定による。

**２．横取り設備**

受注者は、横取り設備については、横取り中に部材に無理な応力等を発生させないようにしなければならない。

**３．桁架設**

桁架設については、下記の規定によるものとする。

（１）手延機による方法

架設中の各段階において、腹板等の局部座屈を発生させないようにしなければならない。

（２）台船による方法

受注者は、台船の沈下量を考慮する等、橋体の台船への積み換え時に橋体に対して悪影響がないようにしなければならない。

（３）横取り工法

① 横取り中の各支持点は、等間隔とし、各支持点が平行に移動するようにするものとする。

② 横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤをとらなければならない。

**土工共２－１３－７　架設工（送出し架設）**

**１．送出し工法**

受注者は、送出し工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。

また、送出し作業時にはおしみワイヤをとらなければならない。

**２．適用規定**

桁架設の施工については、土工共２－１３－６架設工（架設桁架設）の規定によるものとする。

**土工共２－１３－８　架設工（トラベラークレーン架設）**

**１．片持式工法**

受注者は、片持式工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。

**２．釣合片持式架設**

受注者は、釣合片持式架設では、風荷重による支点を中心とした回転から生ずる応力が桁に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

**３．解体時の注意**

受注者は、現場の事情で、トラベラークレーンを解体するために架設完了したトラスの上を後退させる場合には、後退時に上弦材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

**４．施工前の検討**

受注者は、計画時のトラベラークレーンの仮定自重と、実際に使用するトラベラークレーンの自重に差がある場合には、施工前に検討しておかなければならない。

**第１４節　法面工（共通）**

**土工共２－１４－１　一般事項**

本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工その他これらに類する工種について定める。

**土工共２－１４－２　植生工**

植生工とは、芝付工、種子散布工、客土吹付工、植生基材吹付工、播種工、人工張芝工、植生シート・植生マット工等をいうものとする。

**１．一般事項**

種子散布は、主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の用水を加えた低粘度スラリー状の材料を厚さ1㎝満に散布するものとする。客土吹付は、主にポンプを用いて高粘度スラリー状の材料を厚さ1～3㎝吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプまたはモルタルガンを用いて植生基材（土、木質繊維等）、有機基材（バーク堆肥、ピートモス等）等を厚さ3～10㎝吹付けるものとする。

**２．植生用材料の種類、品質、配合**

受注者は、使用する材料の種類、品質及び配合については、設計図書によらなければならない。また、工事実施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮の上で決定し、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

**３．肥料が設計図書に示されていない場合の処置**

受注者は、肥料が設計図書に示されていない場合は、使用植物の育成特性、土壌特性、肥効期間等を考慮して決定し、品質規格証明書を照合した上で、監督職員に**承諾**を得なければならない。

**４．芝付け**

受注者は、芝付けを行うにあたり、芝の育成に適した土を敷均し、締固めて仕上げなければならない。

**５．枯死の場合の処置**

受注者は、現場に搬入された芝は、速やかに芝付けするものとし、直射光、雨露にさらしたり、積み重ねて枯死させないようにしなければならない。また、受注者は、芝付け後、枯死しないように養生しなければならない。なお工事完成引渡しまでに枯死した場合は、受注者の負担において再度施工しなければならない。

**６．耳芝**

受注者は、張芝、筋芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10～15cm程度の芝を立てて入れたものとする。



**図３－２－６ 耳芝**

**７．張芝**

受注者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固めなければならない。

**８．芝串**

受注者は、張芝の脱落を防止するため、1㎡あたり20～30本の芝串で固定するものとする。また、張付けにあたっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。

**９．筋芝**

受注者は筋芝の施工にあたり、芝を敷延べ、上層に土羽土をおいて、丁張りに従い所定の形状に土羽板等によって崩落しないよう硬く締固めなければならない。芝片は、法面の水平方向に張るものとし、間隔は30㎝を標準とし、これ以外による場合は**設計図書**によるものとする。

**10．散水**

受注者は、夏季における晴天時の散水については、日中を避け朝または夕方に行わなければならない。

**11．保護養生**

受注者は、吹付けの施工完了後は、発芽または枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子散布面の浮水を排除してから施工しなければならない。

なお、工事完成引渡しまでに、発芽不良または枯死した場合は、受注者は、再度施工しなければならない。

**12．種子散布吹付工及び客土吹付工**

受注者は、種子散布吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。

（１）受注者は、種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験（PH）を行い、その資料を整備保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

（２）受注者は、施工時期については、設計図書によるものとするが、特に指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、やむを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行わなければならない。

（３）受注者は、吹付け面の浮土、その他の雑物を取り除き、凹凸は整正しなければならない。

（４）受注者は、吹付け面が乾燥している場合には、吹付ける前に散水しなければならない。

（５）受注者は、材料を撹拌混合した後、均一に吹付けなければならない。

（６）受注者は、吹付け距離及びノズルの角度を、吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないようにしなければならない。

**13．植生基材吹付**

受注者は、植生基材吹付の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。

（１）受注者は、施工する前及び施工にあたり、吹付面の浮石その他雑物、付着の害となるものを、除去しなければならない。

（２）受注者は、吹付厚さが均等になるよう施工しなければならない。

**14．植生シート工 植生マット工**

受注者は、植生シート工、植生マット工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。

（１）受注者は、シート、マットの境界に隙間が生じないようにしなければならない。

（２）受注者は、シート、マットが自重により破損しないように、ネットを取付けなければならない。

**15．植生筋の施工**

受注者は、植生筋の施工にあたり、植生筋の切断が生じないように施工しなければならない。

**16．植生筋の帯間隔**

受注者は、植生筋の施工にあたり、帯の間隔を一定に保ち整然と施工しなければならない。

**17．植生穴の削孔**

受注者は、植生穴の施工にあたり、あらかじめマークした位置に、所定の径と深さとなるように削孔しなければならない。

**18．植生穴の埋戻し**

受注者は、植生穴の施工にあたり、法面と同一面まで土砂で転圧し、埋戻さなければならない。

**土工共２－１４－３　吹付工**

**１．一般事項**

受注者は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。

なお、コンクリート及びモルタルの配合は、**設計図書**によるものとする。

**２．岩盤面への吹付け**

受注者は、吹付け面が岩盤の場合には、ごみ、泥土、及び浮石等の吹付け材の付着に害となるものは除去しなければならない。吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。

**３．湧水発生時の処置**

受注者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、またはその恐れがあると予測された場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**４．補強用金網の設置**

受注者は、補強用金網の設置にあたり、**設計図書**に示す仕上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付け等により移動しないように、法面に固定しなければならない。また、金網の継手のかさね巾は、10㎝以上重ねなければならない。

**５．吹付け方法**

受注者は、吹付けにあたっては、法面に直角に吹付けるものとし、法面の上部より順次下部へ吹付け、はね返り材料の上に吹付けないようにしなければならない。

**６．作業中断時の吹付け端部処理**

受注者は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去及び清掃し、湿らせてから吹付けなければならない。

**７．吹付け表面仕上げ**

受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたは、モルタル等が付着するように仕上げるものとする。

**８．吹付け時の不良箇所の排除**

受注者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように施工しなければならない。また、はね返り材料は、速やかに取り除いて、不良箇所が生じないようにしなければならない。

**９．層間はく離の防止**

受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。

**10．吹付工の伸縮目地、水抜き孔**

受注者は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔の施工については、**設計図書**によらなければならない。

**11．法肩の吹付け**

受注者は、法肩の吹付けにあたっては、雨水などが浸透しないように地山に沿って巻き込んで施工しなければならない。

**土工共２－１４－４　法枠工**

**１．一般事項**

法枠工とは、掘削（切土）または、盛土の法面上に、現場打法枠、プレキャスト法枠及び現場吹付法枠を施工するものである。また、現場吹付法枠とは、コンクリートまたは、モルタルによる吹付法枠を施工するものである。

**２．法枠工の盛土面施工**

受注者は、法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締固め、平滑に仕上げなければならない。法面を平坦に仕上げた後に部材をのり面に定着し、すべらないように積み上げなければならない。

**３．法枠工の掘削面施工**

受注者は、法枠工を掘削面に施工するにあたり、切り過ぎないように平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場合には粘性土を使用し、良く締固め整形しなければならない。

**４．法枠工の基面処理施工**

受注者は、法枠工の基面処理の施工にあたり、緩んだ転石、岩塊等は基面の安定のために除去しなければならない。なお、浮石が大きく取除くことが困難な場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**５．法枠工の基礎の施工による影響防止**

受注者は、法枠工の基礎の施工にあたり、沈下、滑動、不陸、その他法枠工の安定に影響を及ぼさぬようにしなければならない。

**６．プレキャスト法枠の設置**

受注者は、プレキャスト法枠の設置にあたり、枠をかみ合わせ、滑動しないように積み上げなければならない。また、枠の支点部分に滑り止め用アンカーバーを用いる場合は、滑り止めアンカーバーと枠が連結するよう施工しなければならない。

**７．現場打法枠のアンカー**

受注者は、現場打法枠について地山の状況により、枠の支点にアンカーを設けて補強する場合は、アンカーを法面に直角になるように施工しなければならない。

**８．枠内の土砂詰め**

受注者は、枠内に土砂を詰める場合は、枠工下部より枠の高さまで締固めながら施工しなければならない。

**９．枠内の土のう施工**

受注者は、枠内に土のうを施工する場合は、土砂が詰まったものを使用し、枠の下端から脱落しないように固定しなければならない。また、土のうの沈下や移動のないように密に施工しなければならない。

**10．枠内の玉石詰め**

受注者は、枠内に玉石などを詰める場合は、クラッシャラン等で空隙を充填しながら施工しなければならない。

**11．枠内のコンクリート版張り**

受注者は、枠内にコンクリート版などを張る場合は、法面との空隙を生じないように施工しなければならない。また、枠とコンクリート板との空隙は、モルタルなどで充填しなければならない。

**12．吹付け厚さ**

受注者は、吹付けにあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。

なお、コンクリート及びモルタルの配合は、**設計図書**によらなければならない。

**13．吹付け施工時の注意**

受注者は、吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。吹付け材料が飛散し型枠や鉄筋、吹付け面などに付着したときは、硬化する前に清掃除去しなければならない。

**14．湧水発生時の処置**

受注者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、またはそのおそれがあると予測された場合には、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**15．吹付け方法**

受注者は、吹付けにあたっては、法面に直角に吹付けるものとし、はね返り材料の上に吹付けてはならない。

**16．吹付け表面仕上げ**

受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたはモルタル等が付着するように仕上げなければならない。

**17．吹付け時の不良排除**

受注者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように、また、はね返り材料は、速やかに取り除いて不良箇所が生じないように、施工しなければならない。

**18．層間はく離の防止**

受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。

**土工共２－１４－５　法面施肥工**

**１．一般事項**

受注者は、法面施肥工に使用する肥料は、**設計図書**に示す使用量を根の回りに均一に施工しなければならない。

**２．施工前の調査**

受注者は、施肥の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、**設計図書**に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**３．支障物の撤去**

受注者は、施肥の施工に支障となるゴミ等を撤去した後、施工しなければならない。

**土工共２－１４－６　かご工**

**１．中詰用ぐり石**

受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15㎝～25㎝のもので、じゃかごの編目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。

**２．詰石**

受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。

なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。

**３．布設**

受注者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。

**４．連結**

受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。

**５．開口部の緊結**

受注者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。

**６．ふとんかごの厚さと中詰用ぐり石**

受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30㎝の場合は5㎝～15㎝、ふとんかごの厚さが50㎝の場合は、15㎝～20㎝の大きさとし、ふとんかごの編目より大きな天然石または割ぐり石を使用しなければならない。

**７．特殊な施工**

受注者は、水中施工等特殊な施工については、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。

**８．ふとんかごの施工**

受注者は、ふとんかごの施工については、前各項により施工しなければならない。

**第１５節　擁壁工（共通）**

**土工共２－１５－１　一般事項**

本節は、擁壁工としてプレキャスト擁壁工、補強土壁工その他これらに類する工種について定める。

**土工共２－１５－２　プレキャスト擁壁工**

**１．プレキャスト擁壁の施工**

受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。

**２．プレキャスト擁壁の目地施工**

受注者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、**設計図書**によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。

**土工共２－１５－３　補強土壁工**

**１．一般事項**

補強土壁工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、必要に応じて壁面部にのり面処理工を設置することにより盛土のり面の安定をはかることをいうものとする。

**２．盛土材料の確認**

盛土材については**設計図書**によるものとする。受注者は、盛土材のまきだしに先立ち、予定している盛土材料の**確認**を行い、**設計図書**に関して監督職員の**承諾**を得なければならない。

**３．伐開除根**

受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、**設計図書**に関して監督職員と**協議**のうえ、基盤面に排水処理工を行なわなければならない。

**４．補強材の敷設**

受注者は、**設計図書**に示された規格及び敷設長を有する補強材を、所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸が無いように敷設し、ピンや土盛りなどにより適宜固定するものとする。

**５．盛土横断方向の面状補強材**

受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、**設計図書**で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。

**６．盛土縦断方向の面状補強材**

受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。

**７．補強材の曲線、隅角部の処置**

受注者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により**設計図書**に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**８．補強材隙間の防止**

受注者は、補強材を敷設する時は、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。

また、10㎝程度以上の隙間を生じる場合、隙間箇所には別途に同様の面状補強材を敷設し、重なり合う箇所には相互の面状補強材の間に盛土材料を挟み、土との摩擦抵抗を確保するなどの対処を施さなければならない。

**９．盛土材の敷き均し及び締固め**

受注者は、盛土材の敷き均し及び締固めについては、共２－４－３路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。

**10．壁面工の先行組立制限**

受注者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2段までとしなければならない。

**11．壁面工付近や隅角部の人力締固め**

受注者は、**設計図書**に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づき、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。

**12．局部的な折れ曲がりの防止**

受注者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土のり面や接合部での巻込みに際しては、局部的な折れ曲がりやゆるみを生じないようにしなければならない。

**13．壁面調整**

受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について**確認**しながら、ターンバックルを用いて壁面材の調整をしなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督職員に**連絡**しなければならない。

**14．壁面材の保護・保管**

受注者は、壁面材の搬入、仮置きや吊上げに際しては、損傷あるいは劣化をきたさないようにしなければならない。

**15．劣化防止**

補強材は、搬入から敷設後の締固め完了までの施工期間中、劣化や破断によって強度が低下することがないように管理しなければならない。面状補強材の保管にあたっては直射日光を避け、紫外線による劣化を防がなければならない。

**第１６節　植栽維持工**

**土工共２－１６－１　一般事項**

本節は、植栽維持工として、樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定める。

**土工共２－１６－２　材料**

**１．一般事項**

受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の**確認**を受けなければならない。

なお、薬剤については農薬取締法（平成26年6月改正 法律第69号）に基づくものでなければならない。

**２．客土及び間詰土**

客土及び間詰土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものでなければならない。

**３．補植用樹木類**

樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病害虫の無い栽培品でなければならない。

**４．樹木類の受入検査**

受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の**確認**を受けなければならない。また、必要に応じ現地（栽培地）において監督職員が**確認**を行うが、この場合監督職員が**確認**してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。

**５．樹木類の形状寸法**

樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。

樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とする。一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類等の特種樹において特記する幹高は、幹部の垂直高とする。

枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とし、測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とするが、一部の突出した枝は含まないものとする。

幹周は、樹木の幹の根鉢の上端より1.2ｍ上りの位置の周長とする。この位置で枝が分岐しているときは、その上部の測定値を幹周とし、また、幹が2本以上の樹木の場合においては、おのおのの幹周の総和の70％をもって幹周とする。

なお、株立樹木の幹が**設計図書**において指定された本数以上あった場合、個々の幹周の太い順に順次指定された本数まで測定し、その総和の70％の値を幹周とする。

**６．支給材料**

樹木類に支給材料がある場合、樹木の種類は**設計図書**によらなければならない。

**７．肥料、薬剤等の種類及び使用量**

樹木・芝生管理工で使用する肥料、薬剤、土壌改良材の種類及び使用量は、**設計図書**によらなければならない。

**８．樹名板の規格**

樹木・芝生管理工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、**設計図書**による。

**土工共２－１６－３　樹木・芝生管理工**

**１．樹木・芝生管理工の施工**

受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督職員より**指示**をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に**報告**しなければならない。

また、芝生類の施工については、土工共２－１４－２植生工の規定による。

**２．剪定の施工**

受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。なお、剪定形式について監督職員より**指示**があった場合は、その**指示**によらなければならない。

**３．架空線、標識類に接する枝の剪定形式**

受注者は、架空線、標識類に接する枝の剪定形式については、施工前に監督職員の**指示**を受けなければならない。

**４．剪定、芝刈、雑草抜き取り等の施工**

受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。

**５．施工**

受注者は、樹木の掘取り、荷造り及び運搬、植付けにあたり、1日の植付け量を考慮し、迅速に施工しなければならない。

**６．施工上の注意**

受注者は、樹木、株物、その他植物材料であって、当日中に植栽できないものについては、仮植えまたは養生をし、速やかに植えなければならない。

**７．補植、移植の施工**

受注者は、補植、移植の施工にあたり、樹木類の鉢に応じて、余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等の生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付けなければならない。

**８．樹木の植え込み**

樹木の植え込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するものとし、深植えを行ってはならない。また、現場に応じて見栄えがよく植穴の中心に植え付けなければならない。

**９．移植先の土壌**

受注者は、移植先の土壌に問題があった場合は監督職員に**報告**し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行わなければならない。

**10．湧水発生時の処置**

受注者は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、ただちに監督職員に**連絡**し**協議**しなければならない。

**11．補植、移植の施工**

受注者は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督職員に**連絡**し**指示**を受けなければならない。なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。

**12．補植、移植の植え付けの際の水極め**

受注者は、補植、移植の植え付けの際の水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し木の棒等でつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。

**13．補植、移植の埋戻し完了後の処置**

受注者は、補植、移植の埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽しなければならない。

**14．余剰枝の剪定、整形**

受注者は、補植、移植の施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。

**15．幹巻き**

受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら繩またはシュロ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。

**16．支柱の設置**

受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゅろなわを用いて動かぬよう結束しなければならない。

**17．移植の施工**

受注者は、移植の施工については、掘取りから植付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥及び鉢崩れを防止しなければならない。

**18．施肥、灌水、薬剤散布の施工**

受注者は、施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、**設計図書**に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、**設計図書**に関して監督職員と**協議**しなければならない。

**19．施肥の施工前作業**

受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等の除去及び除草行わなければならない。

**20．施肥の施工上の注意**

受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。

なお、施肥のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。また、寄植え等で密集している場合は、施工方法について監督職員の**指示**を受けなければならない。

**21．薬剤散布の通知方法**

受注者は、薬剤散布の施工については、周辺住民への**通知**の方法等について、施工前に監督職員に**連絡**のうえ、必要に応じて監督職員の**指示**を受けなければならない。

**22．薬剤散布の気象制限**

受注者は、薬剤散布の施工については、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合、強風時を避けるものとし、薬剤は葉の裏や枝の陰等を含め、むらの無いように散布しなければならない。

**23．薬剤の取り扱い**

受注者は、薬剤散布に使用する薬剤の取り扱いについては、関係法令等に基づき適正に行わなければならない。

**24．植栽樹木の植替え**

（１）受注者は植栽樹木等が工事完成引渡し後、1年以内に枯死または形姿不良となった場合には、当初植栽した樹木等と同等、またはそれ以上の規格のものに受注者の負担において植替えなければならない。

（２）植栽等の形姿不良とは、枯死が樹冠部の2/3以上となったもの、及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね1/3以上の主幹が枯れたものとする。この場合枯枝の判定については、前記同様の状態となることが確実に想定されるものも含むものとする。

（３）枯死、または形姿不良の判定は、発注者と受注者が**立会**の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と**協議**しなければならない。

（４）暴風、豪雨、豪雪、洪水、、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災により流失、折損、倒木した場合にはこの限りではない。

**25．植栽帯盛土の施工**

受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、客土の施工は、客土を敷均した後ローラ等を用い、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。

**26．樹名板**

受注者は、樹名板の設置については、支柱及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。

**27．交通障害の防止**

受注者は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工しなければならない。

**第１７節　残置式木製（間伐材）型枠工**

**土工共２－１７－１　一般事項**

本節は、残置式木製（間伐材）型枠工について定める。

**土工共２－１７－２　残置式木製（間伐材）型枠工**

**１．用語の定義**

残置式木製（間伐材）型枠工（以下木製型枠工という）とは、押角材（間伐材・四面落し材）を鋼材支柱に積み上げるように取り付けた構造物をコンクリート型枠として利用する工法である。

**２．施工計画**

（１）受注者は、木製型枠工の構造及び施工手順を施工計画書に記載しなければならない。

（２）支柱は標準仕様図に示す間隔に設置し、規格寸法も同等以上の物を使用しなければならない。また、支柱に型枠材を固定する金具についても、同等以上並びに施工中に加わる加重により型枠材が離脱することのない物を使用しなければならない。

**３．設置方法**

（１）規格寸法に留意し、整然とした出来形を確保できるよう努めなければならない。

（２）型枠材は水平方向に並べ、できる限り密着させて設置しなければならない。

（３）水抜管は、木製型枠工の面まで設置するものとし、勾配に合わせ切断しなければならない。

（４）間詰工等を接合する場合は、型枠材を撤去して接合しなければならない。

（５）構造物袖部等の施工に際し、設計された型枠材延長を変更できるものとする。

（６）法勾配変化点及び天端において、出来型の調整を図るために型枠材の厚みを変更できるものとする。

**４．施工管理**

（１）構造物の天端は、滞水を生じないように施工しなければならない。

（２）支柱の空洞部等には、生コンクリート等を十分に充填させ、雨水等の浸入を防止しなければならない。

（３）最初の木製型枠工設置終了時においては、その設置状況（幅・延長・法勾配等）について監督職員の**段階確認**を受けなければならない。

**５．出来形管理**

構造物の出来形寸法は、押角材の内側間で行い、堤敷部で幅、延長をコンクリート打設前に検測と写真管理を行わなければならない。

また、各リフト打設完了時にあっては幅、延長、打設高さについて打設終了毎に検測と写真管理を行わなければならない。

**６．品質管理**

（１）押角材は、「県有施設の木造化に関する基準」に示す「栃木県産出材」とし、「基準の運用」に準拠したものでなければならない。

（２）押角材の長さに対する規格値は、＋10㎜～0㎜とする。

**第１８節　床版工**

**土工共２－１８－１　一般事項**

本節は、床版工として床版工その他これらに類する工種について定める。

**土工共２－１８－２　床版工**

**１．鉄筋コンクリート床版**

鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。

（１）床版は、直接活荷重を受ける部材であり、この重要性を十分理解して入念な計画及び施工を行うものとする。

（２）受注者は、施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認しなければならない。出来形に誤差のある場合、その処置について設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。

（３）受注者は、コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないよう十分配慮しなければならない。

（４）受注者は、スペーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。

なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と**協議**しなければならない。スペーサーは、1㎡あたり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込中、その形状を保つものとする。

（５）受注者は、床版には、排水桝及び吊金具等が埋設されるので、**設計図書**を確認してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定しなければならない。

（６）受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は以下によらなければならない。

①　ポンプ施工を理由にコンクリートの品質を低下させてはならない。

②　吐出口におけるコンクリートの品質が安定するまで打設を行ってはならない。

③　配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからないように足場等の対策を行うものとする。

（７）受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。

（８）受注者は、コンクリート打込み作業にあたり、橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込まなければならない。

（９）受注者は、コンクリート打込みにあたっては、型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。また、コンクリート打ち込み後の養生については、共３－６－９養生に基づき施工しなければならない。

（10）受注者は、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きを行い、無収縮モルタルにより充填しなければならない。

（11）受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け（共１－１－２８後片付け）を行なわなければならない。

（12）受注者は、床版コンクリート打設前においては主桁のそり、打設後においては床版の基準高を測定し、その記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに**提示**しなければならない。

**２．鋼床版**

鋼床版については、以下の規定によるものとする。

（１）床版は、溶接によるひずみが少ない構造とするものとする。縦リブと横リブの連結部は、縦リブからのせん断力を確実に横リブに伝えることのできる構造とするものとする。

なお、特別な場合を除き、縦リブは横リブの腹板を通して連続させるものとする。